人事委員会年報

令和４年度

特別区人事委員会

人事委員会年報　令和4年度

目　　次

			頁
第１章　組織及び運営	公平課	……	1
第２章　任用関係事務	任用課	……	13
第３章　労働基準監督機関としての事務	公平課	……	32
第４章　職員団体等に関する事務	公平課	……	37
第５章　公平審査等の事務	公平課	……	42
第６章　給与関係事務	給与課	……	45

第１章　組織及び運営

本委員会は、地方公務員法第７条第２項を根拠に特別区人事委員会設置条例(昭和53年特別区人事・厚生事務組合条例第10号)により、昭和53年４月１日に設置されたものである。

23特別区が、一部事務組合方式により連合して設置したことから、その組織及び運営については次のような特徴がある。

(1) 本委員会は、それぞれの特別区の共同機関としての性格を有し、その行為の効果はそれぞれの特別区に帰属する。(2) 人事委員会の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則、その他の規定の適用について、本委員会は、それぞれの特別区の機関とみなす。(3) 本委員会に関する財務事務及び監査処理は、特別区人事・厚生事務組合が処理する。(4) 本委員会の委員は、特別区人事・厚生事務組合の管理者がその議会の同意を得て選任し、委員の身分の取扱いについては、特別区人事・厚生事務組合の職員とみなす。(5) 本委員会の事務を補助する職員は、特別区人事・厚生事務組合の職員をもって充てる。(6) 本委員会の権限に属する事務の執行に関する監査請求（地方自治法第75条）はできないが、住民監査請求（同法第242条）については、特別区人事・厚生事務組合に対して行うことができる。

Ⅰ　人事委員会

１　委　員

本委員会の委員はすべて非常勤であり、委員の状況は次のとおりである。

令和4年4月1日現在

職　　名	氏　　名	任　　期 （委員就任年月日）	備　　考
委　員　長	中　山　弘　子	令和２年４月１日から 令和６年３月31日まで （平成28年4月１日）	前：新　宿　区　長
委　　員 (職務代理者)	山　野　岳　義	令和４年４月１日から 令和８年３月31日まで （平成30年4月１日）	元：人事院事務総長
委　　員	鈴　木　　勝	令和３年４月１日から 令和７年３月31日まで （令和３年４月１日）	前：目黒区副区長

※前職は就任当時のもの

２　会　議

人事委員会の会議は、「特別区人事委員会議事規則(昭和53年特別区人事委員会事務規則第１号)」によって運営され、定例会と臨時会に分かれている。

定例会は、原則として毎月第１、第３及び第５火曜日に東京区政会館内において開催する。
また、臨時会は、委員長が、必要があると認めたとき又は委員の請求があったときに委員長が招集し、同所において開催する。

⑴　会議開催状況

開催回数	定 例 会	臨 時 会
３０ 回	２９回	１ 回

議案件数	議 案	報 告 等
１２１件	８３件	３８件

（議案内訳）

⑵ 付議議案等

試 験 ・ 選 考 関 係	５３ 件	労働基準監督関係	２ 件
給与等勤務条件関係	３９ 件	そ の 他	１３ 件
公平審査・職員団体関係	１４ 件	合 計	１２１ 件

年 月 日	議 案 等
4. 4.12 第1回	Ⅰ 議 案 1 特別区人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定について 2 令和４年度労働基準監督事務の職権行使に関する基本方針等について 3 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 4 「職員の期末手当に関する規則」等の一部改正に伴う承認申請の処理方針について Ⅱ 報 告 1 令和３年度労働基準監督事務の職権行使結果について 2 公平審査事案等の係属状況について【特定案件】 3 行政措置要求（昇任選考結果の見直し等に関する行政措置要求）の受理決定等について【特定案件】
4. 4.26 第2回	Ⅰ 報 告 1 令和４年度特別区職員Ⅰ類採用試験【一般方式】、【土木・建築新方式】等の申込状況について 2 令和４年職種別民間給与実態調査の実施について
4. 5.16 第3回	Ⅰ 報 告 1 令和４年度特別区職員Ⅰ類採用試験【一般方式】、【土木・建築新方式】等の第１次試験実施状況について 2 特別区職員Ⅰ類採用試験における試験問題の誤りについて
4. 5.26 第4回	Ⅰ 議 案 1 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 2 「職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理方針について
4. 6. 7 第5回	Ⅰ 議 案 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 特別区人事・厚生事務組合に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 職員の退職管理に関する規則の一部改正について 4 特別区人事・厚生事務組合に公平委員会事務を委託した地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部改正について 5 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」等の一部改正に伴う承認申請の処理及び処理方針について Ⅱ 報 告

	1　令和４年度管理職選考の申込状況について【特定案件】
4. 6.21 第6回	Ⅰ　議　　案 1　平成３０年（不）第７号（戒告処分取消請求事案）の裁決書（案）について【特定案件】 2　平成３０年（不）第８号（戒告処分取消請求事案）の裁決書（案）について【特定案件】 3　令和４年度特別区職員Ⅰ類採用試験【一般方式】等の第１次試験合格者の決定について【特定案件】 4　令和４年度特別区職員Ⅰ類採用試験【土木・建築新方式】の第１次試験合格者の決定について【特定案件】 5　職員の採用選考及び給料決定の承認について 6　「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理及び処理方針について Ⅱ　報　　告 1　給与勧告に対する特区連要請について
4. 7. 1 第7回	Ⅰ　議　　案 1　「職員の定年等に関する条例」の一部改正等に伴う意見聴取の処理方針について Ⅱ　報　　告 1　令和３年度特別区職員選考（権限委任分）の実施結果について
4. 7.22 第8回	Ⅰ　議　　案 1　令和４年度特別区職員Ⅰ類採用試験【一般方式】［土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気］等の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 2　令和４年度特別区職員Ⅰ類採用試験【土木・建築新方式】の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 3　「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の一部改正等に伴う承認申請等の処理方針について 4　「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」の一部改正に伴う承認申請の処理について
4. 8. 1 第9回	Ⅰ　議　　案 1　令和４年度特別区職員Ⅰ類採用試験【一般方式】［事務、福祉、心理、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師］等の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 2　「職員の育児休業等に関する条例施行規則」の一部改正に伴う承認申請の処理方針について Ⅱ　報　　告 1　職員の公益的法人等への派遣状況報告について（令和４年４月１日現在） 2　令和３年度職員の外国の機関等への派遣状況報告について 3　特殊勤務手当に関する報告について（令和４年４月１日現在） 4　昇給実施状況の報告について（令和４年４月１日現在） 5　人事委員会で議決された議案に定める処理方針等に基づき局長決定事案（給与関係等）として令和３年度に処理した案件について
4. 8.15 第10回	Ⅰ　報　　告 1　令和４年度特別区職員Ⅲ類採用試験、経験者採用試験・選考、障害者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用試験の申込状況について 2　人事評価制度に関する調査結果について 3　人事院勧告について 4　令和４年特別区職員給与等実態調査結果

4. 8.24 第11回	Ⅰ　議　　案 1　「港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取及び承認申請の処理方針について Ⅱ　報　　告 1　令和４年度　再任用職員の任用状況について 2　令和４年職種別民間給与実態調査結果【特定案件】
4. 8.30 第12回	Ⅰ　議　　案 1　職員の採用選考及び給料決定の承認について Ⅱ　報　　告 1　令和４年度管理職選考の実施状況について【特定案件】
4 9. 6 第13回	Ⅰ　議　　案 1　「職員の高齢者部分休業に関する条例」の制定等に伴う意見聴取等の処理及び処理方針について Ⅱ　報　　告 1　令和４年特別区職員給与等実態調査結果（会計年度任用職員） 2　令和４年給与勧告に対する特区連要請（第３回）について
4. 9.13 第14回	Ⅰ　議　　案 1　令和４年度特別区職員経験者採用試験・選考及び就職氷河期世代を対象とする採用試験の実施状況について
4. 9.26 第15回	Ⅰ　議　　案 1　「労働基準法、労働安全衛生法及び船員法に基づく職権の行使に関する規則」の一部改正について 2　特別区職員Ⅰ類採用試験及び経験者採用試験・選考の技術系職種の試験内容変更について【特定案件】 3　令和４年度管理職選考口頭試問進出者の決定について【特定案件】 4　「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の一部改正に伴う承認申請の処理及び処理方針について 5　給与勧告について【特定案件】 Ⅱ　報　　告 1　令和４年度特別区職員Ⅲ類採用試験及び障害者を対象とする採用選考の実施状況について 2　令和４年給与勧告に対する特区連及び東京清掃労組要請について
4.10. 6 第16回	Ⅰ　議　　案 1　令和４年度障害者を対象とする特別区職員採用選考の第１次選考合格者の決定について【特定案件】 2　一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について
4.10.19 第17回	Ⅰ　議　　案 1　令和４年度特別区職員Ⅲ類採用試験の第１次試験合格者の決定について【特定案件】 2　令和４年度特別区職員経験者採用試験・選考の第１次試験・選考合格者の決定について【特定案件】 3　令和４年度就職氷河期世代を対象とする特別区職員採用試験の第１次試験合格者の決定について【特定案件】

4.10.25 第18回	Ⅰ　議　　案 1　　令和４年度管理職選考における合格者の決定について【特定案件】 2　　令和４年度管理職選考択一・短答式問題受験の免除者の決定について【特定案件】 Ⅱ　報　　告 1　　２３区合同説明会及び技術職採用フォーラムの実施について
4.11.10 臨時会	Ⅰ　議　　案 1　　会計年度任用職員の取扱いに係る副区長会からの依頼事項に対する回答について【特定案件】
4.11.16 第19回	Ⅰ　議　　案 1　　令和４年度特別区職員Ⅲ類採用試験の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 2　　令和４年度特別区職員経験者採用試験・選考の最終合格基準の決定並びにこれに基づく採用候補者名簿及び合格者名簿の確定について【特定案件】 3　　令和４年度障害者を対象とする特別区職員採用選考の最終合格基準の決定及びこれに基づく合格者名簿の確定について【特定案件】 4　　令和４年度就職氷河期世代を対象とする特別区職員採用試験の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 5　　「職員の給与に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取の処理方針について【特定案件】 6　　「職員の退職手当に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理方針について【特定案件】 Ⅱ　報　　告 1　　政令指定都市及び都道府県における令和４年勧告の状況について
4.11.24 第20回	Ⅰ　議　　案 1　　管理職選考制度の見直しに伴う一般基準の改正について 2　　「職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理及び処理方針について 3　　「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理について
4.12.6 第21回	Ⅰ　議　　案 1　　一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 2　　一般職の任期付職員の任期の更新の承認について
4.12.19 第22回	Ⅰ　議　　案 1　　地方公務員法の一部改正に伴う人事委員会規則の改正について 2　　一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について Ⅱ　報　　告 1　　行政措置要求の取下げについて【特定案件】
5.1.11 第23回	Ⅰ　議　　案 1　　令和４年（不）第２号の裁決について【特定案件】 2　　令和４年（行）第１号（昇任選考結果の見直し等に関する行政措置要求）の判定について【特定案件】 3　　令和５年度特別区職員採用試験・選考の受験資格の一部改正及び日程等について
5.1.24 第24回	Ⅰ　議　　案 1　　一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 2　　「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取等の処理方針について

5. 2. 6 第25回	Ⅰ　議　　案 1　一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 2　一般職の任期付職員の任期の更新の承認について 3　勤務延長の期限の延長の承認について 4　「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理方針について 5　「職員の管理職員特別勤務手当に関する規則」等の一部改正に伴う承認申請の処理方針について Ⅱ　報　　告 1　令和５年（不）第1号（戒告処分取消請求事案）の受理について【特定案件】 2　令和４年（行）第2号（顔認証機能選択制の導入等に関する行政措置要求事案）の受理について【特定案件】 3　令和５年（行）第1号（服務監察規程等の見直しに関する行政措置要求事案）の受理について【特定案件
4. 2.20 第26回	Ⅰ　議　　案 1　令和４年（不）第２号の裁決書の更正について【特定案件】 2　職員の採用選考及び給料決定の承認について 3　一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 4　一般職の任期付職員の任期の更新の承認について Ⅱ　報　　告 1　２３区合同説明会及び技術職採用フォーラムの実施結果について
5. 3. 1 第27回	Ⅰ　議　　案 1　「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の改正について 2　令和５年度特別区職員採用試験等の実施について（実施計画） 3　令和５年度管理職選考の実施について（実施計画）【特定案件】 4　職員の採用選考及び給料決定の承認について 5　職員の退職派遣に伴う再採用選考権限の委任等について 6　一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 7　ICT人材採用制度導入に伴う人事委員会規則の一部改正について Ⅱ　報　　告 1　令和５年度特別区職員採用試験・選考の採用予定数について 2　令和５年度管理職選考の需要数について【特定案件】
5. 3.13 第28回	Ⅰ　議　　案 1　退職手当返納命令処分案の諮問に係る答申について【特定案件】 2　職員の採用選考及び給料決定の承認について 3　職員の退職派遣に伴う再採用選考権限の委任等について 4　一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について Ⅱ　報　　告 1　令和５年給与勧告に対する特区連要請（第１回）について 2　令和４年度勤勉手当の成績率算出状況の報告について

5. 3.23 第29回	Ⅰ　議　　案 1　　職員の退職管理に関する規則及び職員からの苦情相談に関する規則の改正について 2　　地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年等に関する条例施行規則の改正について 3　　令和４年（不）第２号の裁決書の更正について【特定案件】 4　　一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 5　　一般職の任期付職員の任期の更新の承認について 6　　「職員の給与に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取等の処理方針及び人事委員会規則の改正について 7　　「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部改正に伴う承認申請の処理及び処理方針について 8　　「宿日直手当支給規程」の一部改正に伴う承認申請の処理及び処理方針について

⑶　令和４年度諸会議等の開催状況

ア　全国人事委員会連合会

年 月 日	名　称	議　　題　　等	開催地
書面開催	第130回 総 会	（議　案） 1　令和３年度決算について 2　令和４年度分担金について 3　令和４年度事業計画案及び予算案について 4　第１３１回総会について 5　第６６回公平審査事務研修会について （報　告） 1　令和２・３年度専門部会の結果報告について 2　第６４回公平審査事務研修会の結果報告について 3　第６５回公平審査事務研修会について 4　令和４年度理事について 5　ブロック活動状況報告について	東 京 都
4. 7.14 ～15 現地開催 ・ Web 会議	第65回 公平審査 事務研修会	（講　演） 「地方公務員行政の現状と課題」 講　師　総務省自治行政局公務員部公務員課 課長補佐 原田 悠希　氏 （分科会方式による討議・研究テーマ） パワーハラスメントによる懲戒停職処分及び分限降任処分について 不適切な事務処理等をした職員に対する懲戒免職処分について	熊 本 県

イ　大都市人事委員会連絡協議会

年 月 日	名　称	議　　題　　等	開催地
書面開催	委員長会議	（議　題） １　令和３年度大都市人事委員会連絡協議会歳入歳出決算について ２　令和４年度大都市人事委員会連絡協議会の会議及び職員研修会の開催計画(案)について ３　令和４年度大都市人事委員会連絡協議会歳入歳出予算(案)について ４　令和４年度大都市人事委員会連絡協議会の幹事人事委員会の選出について ５　令和４年度大都市人事委員会連絡協議会の監査人事委員会の選出について ６　令和４年度全国人事委員会連合会役員選挙に係る選考委員の選出について （その他） 大都市労連連絡協議会からの申し入れについて	京都市
資料交換	実務者会議	（交換資料） １　令和４年給与等に関する報告及び勧告の課題について ２　令和４年職種別民間給与実態調査の結果 ３　職員給与実態調査及び民間給与実態調査の集計結果 （その他） 大都市労連連絡協議会からの申し入れについて	広島市
資料交換	職員研修会 （給与関係）	（交換資料） １　令和４年民調における調査機関別分担状況について ２　令和４年職種別民間給与実態調査の層化基準表について ３　令和４年比較対応について ４　職員給与実態調査の集計方法等について	さいたま市
資料交換	課長会議	（交換資料） １　令和４年職員の給与等に関する報告及び勧告について ２　柔軟な働き方に対応した取組状況について （その他） 大都市労連連絡協議会からの書面での申し入れについて	名古屋市
5.1.26 Web会議	課長会議	（議　題） １　国家公務員採用試験の見直しに伴う対応について ２　知的に障害のある方を採用する取組について ３　受験資格にかかる欠格条項について ４　女性職員の上位職（係長等）への登用に向けた取組について	横 浜 市

資料交換	職員研修会 （公　平）	（意見交換議題） 1　苦情相談について 2　審理開始困難事案について	岡　山　市
資料交換	職員研修会 （任　用）	（議　題） 1　職員採用試験・選考の見直しについて 2　試験実施時期や試験方法の見直しについて 3　特別枠の実施状況について 4　適性検査「SPI」を活用した採用試験について 5　採用試験の早期受験について 6　職員採用試験について 7　採用待機者の運用状況について 8　筆記試験における新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策について 9　コロナ禍における口述試験の実施方法について 10　論文・作文試験の採点における評価項目について 11　採用試験時の消防職員身体検査について 12　採用試験における消防士、保育士区分の体力検査・テストについて 13　集団討論の実施について 14　面接の体制について 15　ウェブ面接について 16　個人情報保護法改正に伴う成績開示方法の見直しについて 17　採用試験事務の効率化について 18　障害者選考における合理的配慮について 19　障害者選考の実施方法について 20　知的障がい者枠の実施について 21　獣医師の人材確保における取組について 22　心理職の採用選考について 23　一般職の任期付職員の採用について 24　採用ホームページについて 25　人事記録に関することの管理について 26　専門職種における昇任試験について 27　係長昇任制度等について （交換資料） 1　令和４年度職員採用試験（選考）実施状況について 2　令和４年度職員採用試験の受験資格及び変更点について 3　令和４年度係長職昇任試験の実施状況等について	札　幌　市

３　令和４年度予算額

令和４年度当初予算額　268,015千円（人件費を除く。）　（単位：千円）

科　　目	令和４年度当初予算額	令和３年度当初予算額	事　業　内　容
管　理　費	27,205	28,137	委員会開催 事務局庶務等
試験選考費	223,818	231,394	Ⅰ類、Ⅲ類、経験者採用試験 管理職選考、障害者選考
労基監督費	843	720	安全衛生調査検査 定期監督
公平審査費	1,585	2,215	公平審査等
給与調査費	14,564	13,286	民間給与実態調査 職員給与等実態調査等
計	268,015	275,752	

Ⅱ　事 務 局

１　事務局組織

（令和4年4月1日現在）

職員数４４名

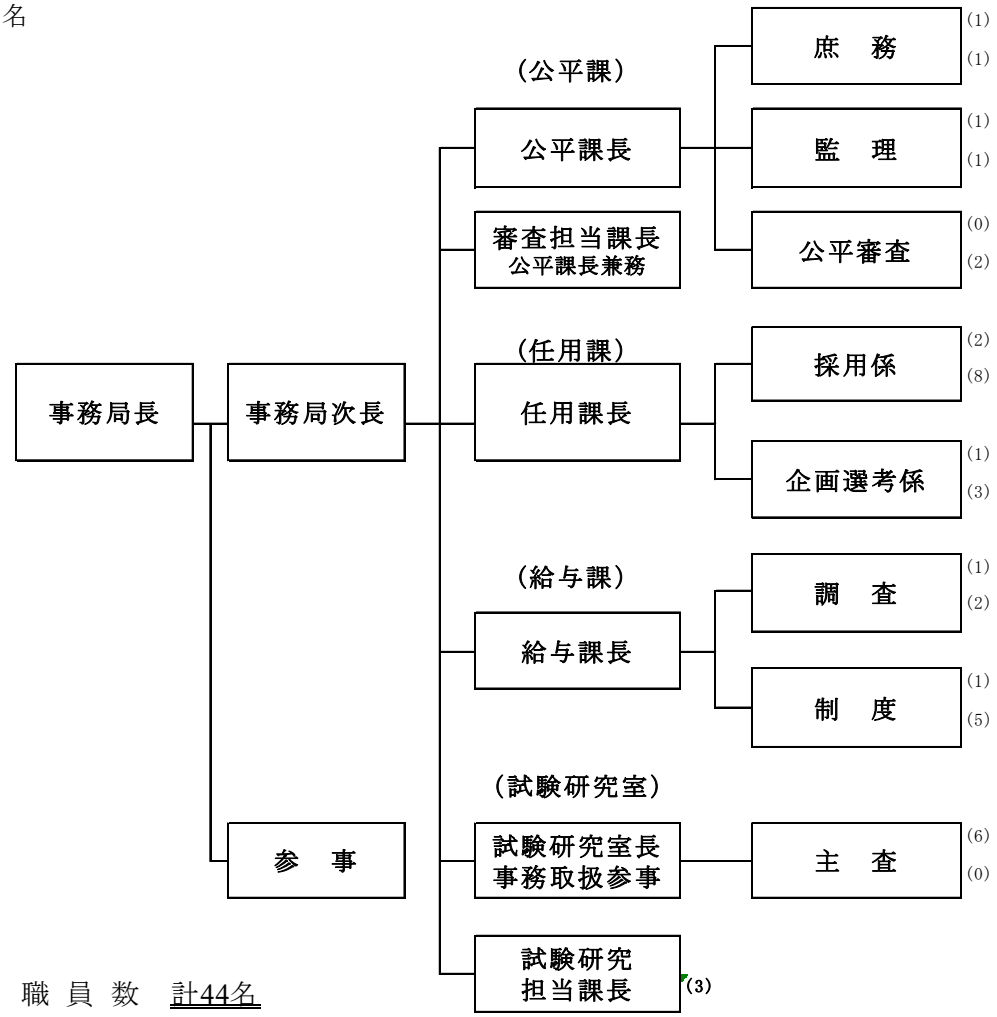

職 員 数　計44名

2　事 務 分 掌

＜公平課＞

（1）　委員会議に関すること。
（2）　委員会議事録の作成及び保管に関すること。
（3）　事務局職員の人事及び給与に関すること。
（4）　公印に関すること。
（5）　公文書類の収受、配布、審査、保存等に関すること。
（6）　情報公開に係る連絡調整等に関すること。
（7）　個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
（8）　予算、決算及び会計に関すること。
（9）　財産及び物品の調達、管理に関すること。
(10)　職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
(11)　職員に対する不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。
(12)　学校医等の公務災害補償の審査に関すること。
(13)　退職手当支給制限等の処分に係る諮問に関すること。
(14)　職員団体の登録に関すること。
(15)　職員団体等に対する法人格の付与に関すること。
(16)　管理職員等の範囲に関すること。
(17)　職員からの苦情相談に関すること。
(18)　職員の勤務条件に関する労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の規定の施行に関すること。
(19)　適用事業場の号別決定に関すること。
(20)　職員の退職管理に関すること。
(21)　委託を受けた団体の公平委員会の事務に関すること。
(22)　他の課及び室に属しないこと。

＜任用課＞

採用係

（1）　競争試験及び選考(企画選考係に属するものを除く。)に関すること。
（2）　採用候補者名簿の作成及びその提示に関すること。
（3）　課内の他の係に属しないこと。

企画選考係

（1）　職員の採用、昇任等任用方法についての一般的基準に関すること。
（2）　選考に関すること。
（3）　条件付採用及び臨時的任用に関すること。
（4）　人事評価の実施に係る勧告に関すること。
（5）　職員の研修に関する計画の立案及びその勧告に関すること。
（6）　昇任候補者名簿の作成及びその提示に関すること。
（7）　他の課及び室に属しない人事制度の調査研究等に関すること。

＜給与課＞

（1）　給料表の適否についての報告及び勧告に関すること。

（２） 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他の職員に関する制度についての調査研究に関すること。

（３） 職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること。

（４） 職員に対する給与の支払監理に関すること。

＜試験研究室＞

（１） 試験問題に関すること。

（２） 競争試験及び選考の能力判定基準等の調査研究に関すること。

第2章　任用関係事務

Ⅰ　採用試験等

人事委員会を置く地方公共団体において、任命権者が職員を採用する場合、原則として競争試験によるものとしている（地方公務員法第１７条の２第１項）。

本委員会が、この規定に基づき実施した令和４年度特別区職員採用試験・選考の実施概要は、次のとおりである。

1　令和４年度の特徴

Ⅰ類採用試験【一般方式】は、申込者数 10,975 名（前年度比約 18.3%減）、受験者数 9,861 名（前年度比約 7.0%減）、受験率 89.8%（前年度比 10.8ﾎﾟｲﾝﾄ増）となり、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに減少した。

Ⅰ類採用試験【土木・建築新方式】は、申込者数 92 名（前年度比約 55.8%減）、受験者数 82 名（前年度比約 42.3%減）、受験率 89.1%（前年度比 20.8ﾎﾟｲﾝﾄ増）となり、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに大幅に減少した。

Ⅲ類採用試験は、申込者数 2,995 名（前年度比約 17.7%減）、受験者数 2,561 名（前年度比約 11.8%減）、受験率 85.5%（前年度比 5.7ﾎﾟｲﾝﾄ増）で、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに減少した。

経験者採用試験・選考は、申込者数 3,122 名（前年度比約 7.5%減）、受験者数 2,350 名（前年度比約 3.8%減）、受験率 75.3%（前年度比 2.9ﾎﾟｲﾝﾄ増）で、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに減少した。

障害者を対象とする採用選考は、申込者数 220 名（前年度比約 35.9%減）、受験者数 169 名（前年度比約 33.7%減）、受験率 76.8%（前年度比 2.5ﾎﾟｲﾝﾄ増）となり、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに減少した。

就職氷河期世代を対象とする採用試験・選考は、申込者数 1,136 名（前年度比約 16.4%減）、受験者数 855 名（前年度比約 12.2%減）、受験率 75.3%（前年度比 3.6ﾎﾟｲﾝﾄ増）となり、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに減少した。

＜参考＞　　（単位：名）

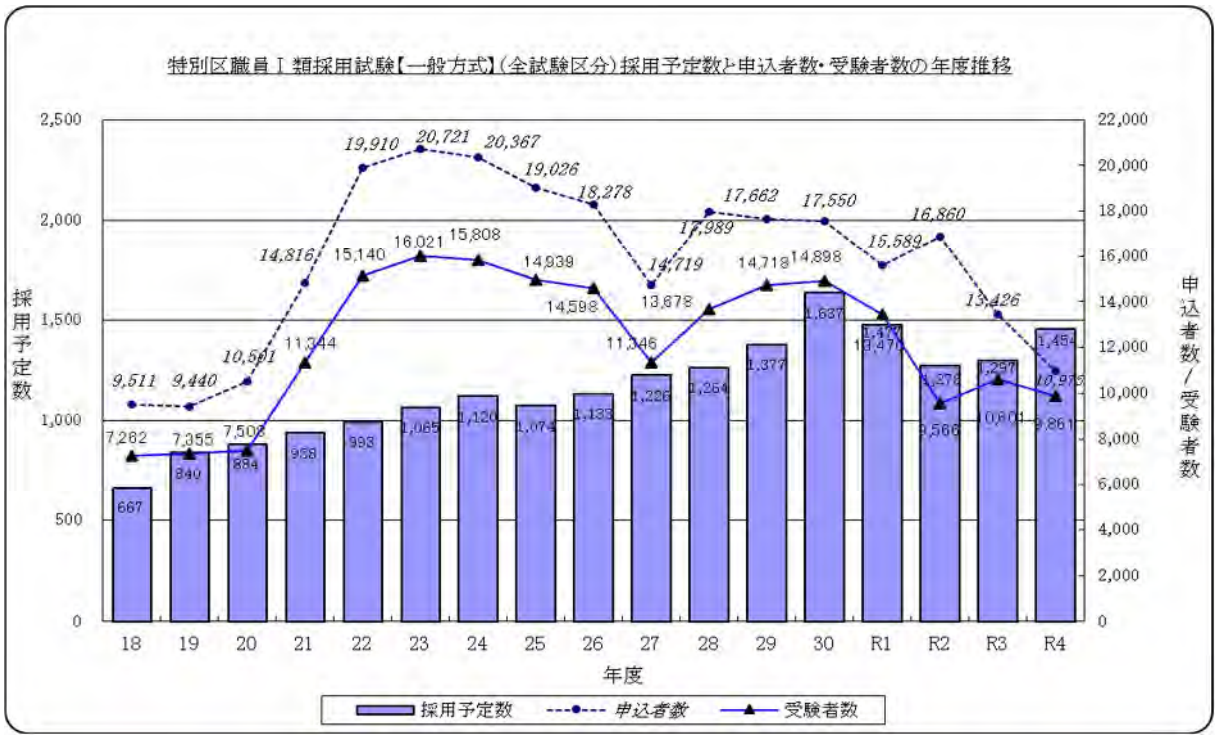

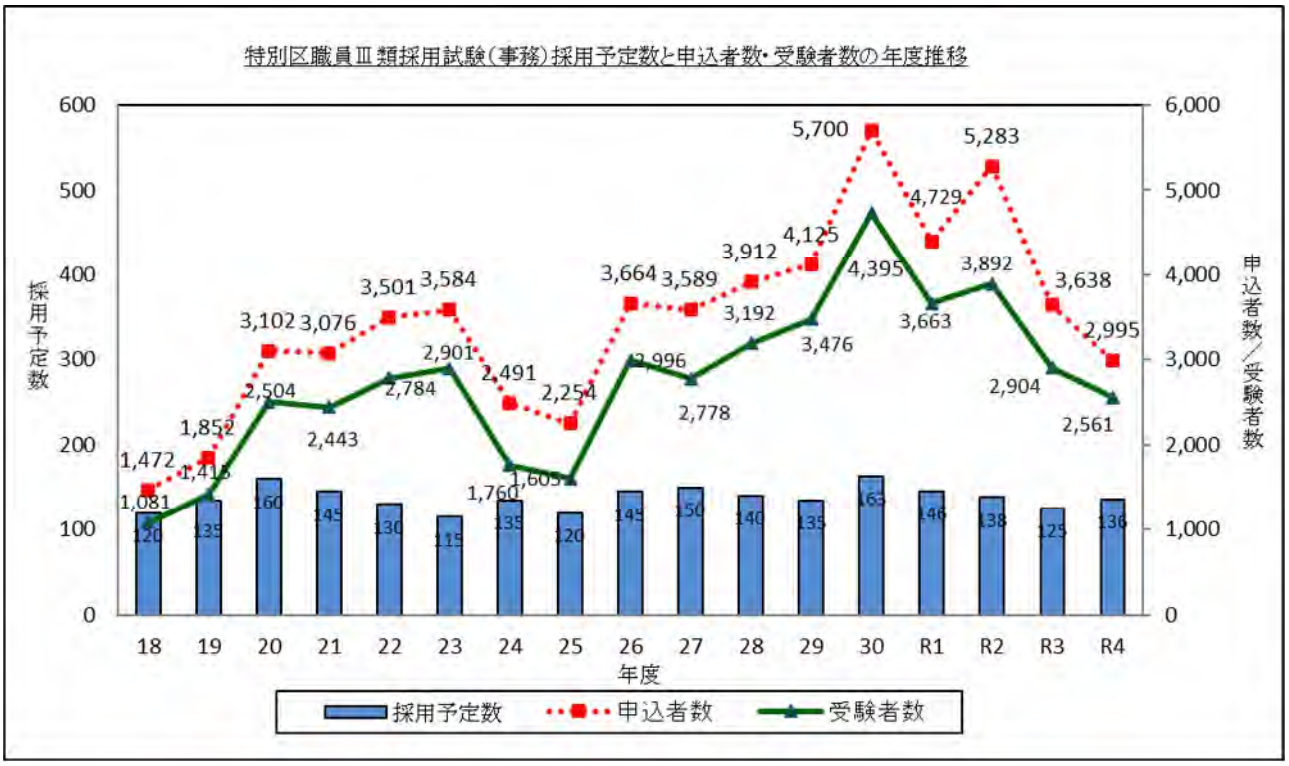

2　採用試験等の日程（令和４年度）

項　　目	Ⅰ類採用試験 【一般方式】	Ⅰ類採用試験 【土木・建築新方式】	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・選考	障害者を 対象とする採用選考	就職氷河期世代を 対象とする採用試験
告　　示	3月18日(金)	3月18日(金)	6月23日(木)	6月23日(木)	6月23日(木)	6月23日(木)
申込受付	3月18日(金)～ 4月　4日(月)	3月18日(金)～ 4月　4日(月)	6月23日(木)～ 7月14日(木)	6月23日(木)～ 7月14日(木)	6月23日(木)～ 7月14日(木) ※郵送申込は 7月13日(水)消印有効	6月23日(木)～ 7月14日(木)
1次試験・選考	5月　1日(日)	5月　1日(日)	9月11日(日)	9月4日(日)	9月11日(日)	9月　4日(日)
1次合格発表	6月24日(金)	6月24日(金)	10月21日(金)	10月21日(金)	10月12日(水)	10月21日(金)
2次試験・選考	7月　5日(火)～ 7月14日(木)	7月　5日(火)～ 7月14日(木)	11月　4日(金)・ 11月　7日(月)	10月29日(土)・ 10月30日(日)・ 11月　5日(土)・ 11月　6日(日)	10月 31日(月)・ 11月　1日(火)・ 11月　2日(水)	11月　3日(木)
最終合格発表	7月26日(火)(技術系) 8月　3日(水)(技術系以外)	7月26日(火)	11月18日(金)	11月18日(金)	11月18日(金)	11月18日(金)

※技術系・・・土木造園(土木)・土木造園(造園)・建築・機械・電気

３　受験資格（令和４年度）

Ⅰ類採用試験

<table>
<tr><th>職種(試験区分)</th><th>国籍
要件</th><th>年齢</th><th>経歴・資格・免許</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>事　務</td><td rowspan="6">有</td><td rowspan="6">22歳以上
32歳未満</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="9">・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）

・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人、又は、これと同等の資格があると人事委員会が認める人</td></tr>
<tr><td>土木造園(土木)</td></tr>
<tr><td>土木造園(造園)</td></tr>
<tr><td>建　築</td></tr>
<tr><td>機　械</td></tr>
<tr><td>電　気</td></tr>
<tr><td>福　祉</td><td rowspan="2">無</td><td>22歳以上
30歳未満</td><td>社会福祉士、児童指導員
又は保育士</td></tr>
<tr><td>心　理</td><td>40歳未満</td><td>心理学科を卒業した人
又はこれに相当する人</td></tr>
<tr><td>衛生監視(衛生)</td><td rowspan="2">有</td><td rowspan="2">22歳以上
30歳未満</td><td>食品衛生監視員及び
環境衛生監視員</td></tr>
<tr><td>衛生監視(化学)</td><td></td></tr>
<tr><td>保健師</td><td>無</td><td>22歳以上
40歳未満</td><td>保健師</td></tr>
</table>

（注）　試験区分「福祉」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

Ⅲ類採用試験

職種(試験区分)	国籍 要件	年齢	その他
事　務	有	18歳以上 22歳未満	活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

経験者採用試験・選考

<table>
<tr><th>採用区分</th><th>職種
（試験・選考区分）</th><th>国籍
要件</th><th>年齢</th><th colspan="2">経歴・資格・免許</th><th>その他</th></tr>
<tr><td rowspan="9">1
級
職</td><td>事　務</td><td rowspan="5">有</td><td rowspan="18">60 歳未満</td><td rowspan="9">民間企業等の業務従事年数が４年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等の業務従事年数が２年以上ある人）</td><td></td><td rowspan="18">活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）</td></tr>
<tr><td>土木造園（土木）</td><td rowspan="8">当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）</td></tr>
<tr><td>建　築</td></tr>
<tr><td>機　械</td></tr>
<tr><td>電　気</td></tr>
<tr><td>福　祉</td><td rowspan="4">無</td></tr>
<tr><td>児童福祉</td></tr>
<tr><td>児童指導</td></tr>
<tr><td>児童心理</td></tr>
<tr><td rowspan="9">2
級
職
（主任）</td><td>事　務</td><td rowspan="3">有</td><td rowspan="9">民間企業等の業務従事年数が８年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等の業務従事年数が３年以上ある人）</td><td></td></tr>
<tr><td>土木造園（土木）</td><td rowspan="8">当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）</td></tr>
<tr><td>建　築</td></tr>
<tr><td>福　祉</td><td rowspan="4">無</td></tr>
<tr><td>児童福祉</td></tr>
<tr><td>児童指導</td></tr>
<tr><td>児童心理</td></tr>
</table>

3級職（係長級）	児童福祉	無		民間企業等での業務従事歴が12年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が5年以上ある人）	当該職種に関連する業務に従事（ただし、児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）	
	児童指導					
	児童心理					

（注１）　試験・選考区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

（注２）　「福祉」における当該職種に関連した業務従事歴とは、社会福祉施設等での相談援助業務に従事した期間を指す。

（注３）　児童相談所等での業務従事歴は下記のとおり。

職種 （試験・選考区分）	児童相談所等での業務従事歴
児童福祉	児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における業務経験（相談援助業務経験）
児童指導	児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における業務経験（直接処遇業務）
児童心理	児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における業務経験（心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験）

障害者を対象とする採用選考（Ⅲ類）

職種（選考区分）	国籍要件	年齢	その他
事　務	有	18歳以上 32歳未満	・身体障害者手帳等の交付を受けている人※ ・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

※　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

就職氷河期世代を対象とする採用試験

職種（選考区分）	国籍要件	年齢	その他
事　務	有	昭和45年４月２日から 昭和61年４月１日までに生まれた人	・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

4　実施状況（令和４年度）

（注）（ ）内は前年度

区分		職種（試験・選考区分）	採用予定数 A（名）	申込者数 B（名）	受験者数 C（名）	受験率 C/B（%）	合格者数 D（名）	倍率 C/D（倍）	第２次受験者数 E（名）	受験率 E/D（%）	最終合格者数 F（名）	倍率 C/F（倍）
Ⅰ類	【一般方式】	事　務	983 (874)	9,374 (11,449)	8,417 (9,019)	89.8 (78.8)	4,246 (4,098)	2.0 (2.2)	3,312 (3,006)	78.0 (73.4)	2,308 (1,881)	3.6 (4.8)
		土木造園（土木）	64 (53)	151 (283)	135 (214)	89.4 (75.6)	116 (178)	1.2 (1.2)	91 (137)	78.4 (77.0)	82 (109)	1.6 (2.0)
		土木造園（造園）	17 (8)	52 (67)	45 (47)	86.5 (70.1)	42 (30)	1.1 (1.6)	36 (27)	85.7 (90.0)	32 (18)	1.4 (2.6)
		建　築	62 (53)	81 (117)	75 (100)	92.6 (85.5)	72 (82)	1.0 (1.2)	62 (69)	86.1 (84.1)	55 (59)	1.4 (1.7)
		機　械	15 (13)	54 (68)	49 (54)	90.7 (79.4)	43 (43)	1.1 (1.3)	35 (33)	81.4 (76.7)	31 (27)	1.6 (2.0)
		電　気	19 (13)	72 (110)	56 (72)	77.8 (65.5)	49 (55)	1.1 (1.3)	39 (32)	79.6 (58.2)	32 (24)	1.8 (3.0)
		福　祉	125 (114)	445 (468)	411 (399)	92.4 (85.3)	356 (317)	1.2 (1.3)	314 (288)	88.2 (90.9)	229 (211)	1.8 (1.9)
		心　理	21 (24)	169 (217)	137 (156)	81.1 (71.9)	100 (112)	1.4 (1.4)	89 (94)	89.0 (83.9)	44 (60)	3.1 (2.6)
		衛生監視（衛生）	34 (29)	135 (134)	128 (117)	94.8 (87.3)	111 (100)	1.2 (1.2)	99 (93)	89.2 (93.0)	74 (52)	1.7 (2.3)
		衛生監視（化学）	5 (5)	41 (64)	38 (47)	92.7 (73.4)	32 (27)	1.2 (1.7)	24 (17)	75.0 (63.0)	10 (7)	3.8 (6.7)
		保　健　師	109 (111)	401 (449)	370 (376)	92.3 (83.7)	313 (304)	1.2 (1.2)	289 (277)	92.3 (91.1)	207 (212)	1.8 (1.8)
		一般方式計	1,454 (1,297)	10,975 (13,426)	9,861 (10,601)	89.8 (79.0)	5,480 (5,346)	1.8 (2.0)	4,390 (4,073)	80.1 (76.2)	3,104 (2,660)	3.2 (4.0)
	【土木・建築新方式】	土木造園（土木）	13 (9)	45 (138)	38 (95)	84.4 (68.8)	31 (75)	1.2 (1.3)	27 (55)	87.1 (73.3)	21 (38)	1.8 (2.5)
		建　築	14 (6)	47 (70)	44 (47)	93.6 (67.1)	43 (39)	1.0 (1.2)	36 (31)	83.7 (79.5)	31 (26)	1.4 (1.8)
		新方式計	27 (15)	92 (208)	82 (142)	89.1 (68.3)	74 (114)	1.1 (1.2)	63 (86)	85.1 (75.4)	52 (64)	1.6 (2.2)
Ⅲ類		事　務	136 (125)	2,995 (3,638)	2,561 (2,904)	85.5 (79.8)	937 (979)	2.7 (3.0)	702 (797)	74.9 (81.4)	435 (392)	5.9 (7.4)
障害者		事　務	76 (73)	220 (343)	169 (255)	76.8 (74.3)	162 (185)	1.0 (1.4)	152 (174)	93.8 (94.1)	72 (80)	2.3 (3.2)
経験者	1級職	事　務	143 (110)	1,702 (1,799)	1,287 (1,302)	75.6 (72.4)	436 (315)	3.0 (4.1)	424 (305)	97.2 (96.8)	215 (172)	6.0 (7.6)
		土木造園（土木）	16 (9)	46 (48)	37 (35)	80.4 (72.9)	34 (33)	1.1 (1.1)	29 (29)	85.3 (87.9)	26 (13)	1.4 (2.7)
		建　築	14 (15)	25 (45)	18 (35)	72.0 (77.8)	16 (34)	1.1 (1.0)	13 (33)	81.3 (97.1)	11 (21)	1.6 (1.7)
		機　械	10 (6)	31 (29)	21 (19)	67.7 (65.5)	17 (17)	1.2 (1.1)	17 (15)	100.0 (88.2)	10 (7)	2.1 (2.7)
		電　気	10 (8)	37 (37)	25 (24)	67.6 (64.9)	23 (22)	1.1 (1.1)	19 (21)	82.6 (95.5)	14 (11)	1.8 (2.2)
		福　祉	21 (14)	66 (63)	50 (51)	75.8 (81.0)	45 (49)	1.1 (1.0)	43 (49)	95.6 (100.0)	36 (27)	1.4 (1.9)
		児童福祉	15 (14)	29 (24)	25 (21)	86.2 (87.5)	25 (21)	1.0 (1.0)	24 (18)	96.0 (85.7)	13 (14)	1.9 (1.5)
		児童指導	11 (13)	15 (14)	14 (12)	93.3 (85.7)	14 (12)	1.0 (1.0)	14 (12)	100.0 (100.0)	13 (11)	1.1 (1.1)
		児童心理	8 (10)	26 (33)	23 (30)	88.5 (90.9)	23 (30)	1.0 (1.0)	21 (28)	91.3 (93.3)	15 (16)	1.5 (1.9)
	2級職（主任）	事　務	63 (44)	968 (1,093)	695 (762)	71.8 (69.7)	220 (159)	3.2 (4.8)	211 (154)	95.9 (96.9)	88 (59)	7.9 (12.9)
		土木造園（土木）	7 (5)	36 (35)	28 (19)	77.8 (54.3)	26 (19)	1.1 (1.0)	23 (19)	88.5 (100.0)	12 (6)	2.3 (3.2)
		建　築	11 (4)	34 (26)	26 (20)	76.5 (76.9)	22 (18)	1.2 (1.1)	20 (16)	90.9 (88.9)	18 (6)	1.4 (2.3)
		機　械	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
		電　気	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
		福　祉	15 (13)	32 (53)	30 (42)	93.8 (79.2)	29 (41)	1.0 (1.0)	28 (37)	96.6 (90.2)	17 (15)	1.8 (2.8)
		児童福祉	19 (20)	35 (28)	34 (27)	97.1 (96.4)	34 (27)	1.0 (1.0)	34 (27)	100.0 (100.0)	20 (17)	1.7 (1.6)
		児童指導	5 (9)	3 (13)	3 (12)	100.0 (92.3)	3 (12)	1.0 (1.0)	3 (12)	100.0 (100.0)	3 (9)	1.0 (1.3)
		児童心理	12 (9)	14 (9)	12 (9)	85.7 (100.0)	12 (9)	1.0 (1.0)	11 (7)	91.7 (77.8)	10 (6)	1.2 (1.5)
	3級職（係長級）	児童福祉	8 (6)	13 (15)	12 (13)	92.3 (86.7)	12 (13)	1.0 (1.0)	10 (13)	83.3 (100.0)	7 (7)	1.7 (1.9)
		児童指導	4 (2)	2 (1)	2 (1)	100.0 (100.0)	2 (1)	1.0 (1.0)	1 (1)	50.0 (100.0)	1 (1)	2.0 (1.0)
		児童心理	6 (8)	8 (9)	8 (9)	100.0 (100.0)	8 (9)	1.0 (1.0)	8 (9)	100.0 (100.0)	5 (8)	1.6 (1.1)
	経験者計		398 (319)	3,122 (3,374)	2,350 (2,443)	75.3 (72.4)	1,001 (841)	2.3 (2.9)	953 (805)	95.2 (95.7)	534 (426)	4.4 (5.7)
就職氷河期世代		事　務	34 (35)	1,136 (1,359)	855 (974)	75.3 (71.7)	164 (174)	5.2 (5.6)	161 (160)	98.2 (92.0)	53 (42)	16.1 (23.2)
合　計			2,125 (1,864)	18,540 (22,348)	15,878 (17,319)	85.6 (77.5)	7,818 (7,639)	2.0 (2.3)	6,421 (6,095)	82.1 (79.8)	4,250 (3,664)	3.7 (4.7)

５　採用試験ＰＲ

(1) 23区合同説明会及び特別区職員技術職採用フォーラム

受験希望者等、特別区を就職先として検討している方を対象に、各区・組合の特色、魅力及び特別区職員の職務の内容を紹介することにより、特別区への就職意欲向上を図り、より有為な人材の確保を目指し、以下のとおり23区合同説明会及び特別区職員技術職採用フォーラムを実施した。

なお、説明会については3年ぶりに、フォーラムについては4年ぶりに実地で開催した。

・実施内容

実施日：令和5年1月15日（日）

会　　場：立教大学

参加者数：2,972名　※技術職採用フォーラム来場者も含む

(2) 学校等主催説明会への参加

大学・専門学校等が主催する説明会において、職務の魅力ややりがい、特別区職員採用試験内容等について積極的にＰＲを実施した。なお、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の収束傾向に伴い、昨年度に比べ実地での説明会回数は増加した。

・参加実績（延べ）100 校、5,102 名（令和 5 年 3 月 31 日時点）

(3) 人事委員会事務局主催のオンライン説明会実施

人事委員会事務局が実施主体となり、オンライン説明会を企画・実施した。

・実施実績（延べ）34 回　2,779 名（令和 5 年 3 月 31 日時点）

(4) その他

・ホームページの充実

採用特設サイトにおけるコンテンツ動画の拡充、各種コンテンツのアーカイブ公開等

・ＹｏｕＴｕｂｅへの動画掲載

再生回数：スペシャルムービー2,517 回

職種紹介動画（計 12 本）計 4,060 回（令和 5 年 3 月 31 日時点）

・Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）による発信

ポスト数：146 ポスト（令和 5 年 3 月 31 日時点）

・就職情報サイト、ウェブ広告等の活用

就職サイト、転職サイト、ディスプレイ広告等を媒体とした情報発信

・民間合同企業説明会への出展

出展実績（延べ）4 回、146 名（令和 5 年 3 月 31 日時点）

Ⅱ　特別区職員採用試験実施に伴う内部職員に対する能力認定

１　制度の目的

職員の能力・資質を開発し、その活用を図るとともに職員の士気の高揚に資するため、「特別区職員採用試験実施に伴う内部職員の能力認定」を採用試験と同時に実施している。

この能力認定は、採用試験を行う職種についてのみ実施しており、受験資格については採用試験より若干緩和しているが、試験方法及び合格基準は採用試験と同一である。

２　受験資格（令和４年度）

Ⅰ　類

<table>
<tr><th>職種(試験区分)</th><th>国籍要件</th><th>年齢等</th><th>経歴・資格・免許</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>事　務</td><td rowspan="6">有</td><td rowspan="6">22歳以上32歳未満

（技能系・業務系職員）
40歳未満で、技能系・業務系の職員として引き続き３年以上在職する職員</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="11">・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）

・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人</td></tr>
<tr><td>土木造園(土木)</td></tr>
<tr><td>土木造園(造園)</td></tr>
<tr><td>建　築</td></tr>
<tr><td>機　械</td></tr>
<tr><td>電　気</td></tr>
<tr><td>福　祉</td><td rowspan="2">無</td><td>22歳以上30歳未満</td><td>社会福祉士、児童指導員又は保育士</td></tr>
<tr><td>心　理</td><td>40歳未満</td><td>心理学科を卒業した人又はこれに相当する人</td></tr>
<tr><td>衛生監視(衛生)</td><td rowspan="2">有</td><td rowspan="2">22歳以上30歳未満</td><td>食品衛生監視員及び環境衛生監視員</td></tr>
<tr><td>衛生監視(化学)</td><td></td></tr>
<tr><td>保健師</td><td>無</td><td>22歳以上40歳未満</td><td>保健師</td></tr>
</table>

（注）　試験区分「福祉」における受験資格の「資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者

Ⅲ 類

職種(試験区分)	国籍要件	年齢等	その他
事　務	有	18歳以上22歳未満 （特例職員） 30歳未満で大学（短期大学を除く。）を卒業していない事務系・福祉系・一般技術系・医療技術系職員 （技能系・業務系職員） 30歳未満で大学（短期大学を除く。）を卒業していない人で、技能系・業務系の職員として引き続き３年以上在職する職員	活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

３　実施状況（令和４年度）

内部職員に対する能力認定は、前記Ｉの採用試験を行う職種について実施した。実施状況は以下のとおりである。

特別区職員能力認定実施状況

区分		申込者数	第1次試験			第2次試験			合格者数
		A（名）	受験者数 B（名）	受験率 B/A(%)	合格者数 C（名）	対象者数 D（名）	受験者数 E（名）	受験率 E/D(%)	（名）
Ｉ類	事務	57	50	87.7	6	2	2	100.0	6
	土木造園（土木）	0	－	－	－	－	－	－	－
	土木造園（造園）	1	1	100.0	1	1	1	100.0	1
	建築	2	2	100.0	1	1	1	100.0	1
	機械	3	3	100.0	0	－	－	－	－
	電気	7	7	100.0	6	6	6	100.0	5
	福祉	6	5	83.3	4	－	－	－	4
	心理	1	1	100.0	1	1	1	100.0	0
	衛生監視（衛生）	0	－	－	－	－	－	－	－
	衛生監視（化学）	0	－	－	－	－	－	－	－
	保健師	0	－	－	－	－	－	－	－
	小計	77	69	89.6	19	11	11	100.0	17
Ⅲ類	事務	5	5	100.0	0	－	－	－	－
合計		82	74	90.2	19	11	11	100.0	17

（注）現に任用されている職種と同一の職種に対応する試験区分を受験した者については、第２次試験を免除する。

Ⅲ　採用選考

任命権者が職員を採用する場合において、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないとしている（地方公務員法第 17 条の２第１項ただし書）。

本委員会は、この規定に基づき、職員の競争試験及び選考に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第５号）を定め、特定の職について選考により採用している。

なお、本委員会は、地方公務員法第８条第３項及び第５項の規定に基づき、職員の競争試験及び選考の委任に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第６号）を定めており、この規則に基づき、選考を委任する職について選考基準及び方法等を定め、選考権限を任命権者に委任している。

１　令和４年度採用選考（人事委員会選考）実施状況

○　専門職採用選考

専門職採用選考は、特定の分野における専門的な職務で、専門的知識能力を有する者のつくべき職について実施するものである。選考方法としては、一次選考は任命権者に選考権限を委任（専門職審査会を設置）しており、二次選考は本委員会が行っている。

	合格者数	備　考
医療専門職（医師の課長級以上）	15 人	12 区で実施

注　行政専門職の採用選考については、実績なし。

○　４条任期付職員採用選考

平成 27 年度から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「一般職任期付職員法」という。）第４条に基づく採用制度を導入している。

４条任期付職員については、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合に、任期を定めて採用することができるものである。現行では、１級職及び課長級以上の職について選考を実施している。選考方法としては、一次選考は任命権者に選考権限を委任しており、二次選考は本委員会が行っている。

職務の級	合格者数	備　考
課長級以上	0 人	実施なし
１級職（係員）	0 人	実施なし

２　令和４年度採用選考（任命権者への権限委任分）実施状況

採用選考については、前述の１に掲げる職以外の職に関し、任命権者に選考権限を委任している。

なお、職務分類基準（Ⅰ）１級職への採用選考・転職選考（社会教育、心理、学芸研究、検査技術（Ⅰ類）、栄養士（Ⅰ類））については人事委員会選考として実施していたが、任命権者からの申請に基づき、平成 14 年度から、任命権者に選考権限を委任している。ただし、「心理」については、平成 29 年度より人事委員会選考（競争試験）へ変更している。

また、平成 16 年度から、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育休法」という。）に基づく任期を定めた職員の採用制度を導入している。育休法に基づく育休任期付職員の採用制度については任命権者からの申請により採用基準の整備と選考権限の委任を行っている。

○　１級職等への採用選考実施状況　（単位：人）

区　　分	職　　種	合格者数
福　祉　系	福　　祉	654
一般技術系	学 芸 研 究	3
医療技術系	医　　師	4
	歯 科 衛 生	6
	理 学 療 法	2
	検 査 技 術	1
	栄　養　士	14
	看　護　師	32
小　　計		716
技　能　系	技能Ⅱ（作業Ⅰ）	8
	技能Ⅲ（調理・用務）	4
	技能Ⅵ（作業Ⅲ）	86
小　　計		98
合　　計		814

○　育児休業に伴う任期付職員採用選考実施状況　（単位：人）

区　　分	職　　種	合格者数
事　務　系	事　　務	275
福　祉　系	福　　祉	43
	心　　理	6
一般技術系	衛 生 監 視	1
医療技術系	歯 科 衛 生	2
	栄　養　士	3
	保　健　師	8
合　　計		338

○　任期付短時間勤務職員採用選考実施状況　（単位：人）

区分・職種		職務名	合格者数
技　能　系	技能Ⅲ	作業Ⅱ	240

●参考　一般職任期付職員法第３条による職員採用等の状況（任命権者選考：人事委員会承認）

職務の級	合格者数	備　考
６級職（部長級）	4	3 区で実施
５級職（課長級）	14	10 区で実施
３級職（係長級）	20	8 区で実施

注　４級職（課長補佐）及び２級職（主任）については、実績なし。

○　会計年度任用職員の取扱い

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の成立により、一般職の会計年度任用職員制度の創設、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が規定され、令和２年４月１日より制度が運用開始となった。

本委員会は、職員の採用・昇任に関する一般基準の中で、会計年度任用職員の取扱いについて定めている。選考方法としては、包括委任選考と個別委任選考があり、包括委任選考については権限を任命権者に委任し、個別委任選考については、任命権者の申請により、本委員会が承認した場合、任命権者に委任することとしている。

選考方法	採用者数	
	常勤職員の職種表に分類する１級職相当の者	常勤職員の職種表の分類により難いと任命権者が特に認める者
包括委任選考	41,106 人(32,616 人)	3,620 人（2,862 人）
個別委任選考	0 人	0 人

（注）　（　）内は再度の任用の者で内数

Ⅳ　転職選考

特別区では、転職を「職員が現に属する職種から、他の職種に転ずること」と定義している。転職事由には①　廃職又は過員によるもの、②　心身の故障等の分限的なもの、③　①②以外の業務上に必要なものなどがある。

本委員会は、転職の方法として職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で転職の能力実証方法及び資格基準を定めている。採用選考を任命権者に委任している職への転職の際の能力実証については、選考権限を任命権者に委任している。

○　令和４年度転職選考（任命権者への権限委任分）実施状況

（単位：人）

転職前職種 ＼ 転職後職種		技能Ⅲ 作業Ⅱ	技能Ⅴ 自動車運転Ⅱ	技能Ⅵ 作業Ⅲ	合計
技能Ⅴ	自動車運転Ⅱ			1(0)	1(0)
技能Ⅵ	作業Ⅲ	1(0)	1(0)		2(0)
計		1(0)	1(0)	1(0)	3(0)

（注）　（　）内は女性数で内数

Ⅴ　昇任選考

1　主任職昇任選考

主任への昇任については、本委員会において職員の採用･昇任等に関する一般基準の中で主任職昇任選考の基準及び方法を定め、主任職昇任選考の選考権限を任命権者に委任している。

令和４年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

⑴　選考種別及び選考区分

ア　選考種別

「Ａ」、「Ｂ」及び「Ｃ」とする。

イ　選考区分

各任命権者において定める。

⑵　受験資格

ア　Ａ

分類基準（Ⅰ）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【本則】における採用区分による種別Ａの１級職の在職年数（年齢 18 歳以降のものに限る。以下同じ。）を満たし年齢が 41 歳未満のもの

イ　Ｂ

①　分類基準（Ⅰ）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【本則】における採用区分による種別Ｂの１級職の在職年数を満たし、年齢が 50 歳未満のもの

②　分類基準（Ⅰ）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【特例】における採用区分による種別Ｂの１級職の在職年数を満たし、年齢が 41 歳以上 50 歳未満のもの

ウ　Ｃ

①　分類基準（Ⅰ）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【本則】における採用区分による種別Ｃの１級職の在職年数を満たし、年齢が 53 歳未満のもの　※当分の間、58 歳未満とするほか、令和４年度まで経過措置を適用。

②　分類基準（Ⅰ）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【特例】における採用区分による種別Ｃの１級職の在職年数を満たし、年齢が 50 歳以上 53 歳未満のもの　※当分の間、58 歳未満とするほか、令和４年度まで経過措置を適用。

【本則】

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">資格の基礎となる
採用区分</td><td colspan="3">１級職の在職期間</td></tr>
<tr><td>種別Ａ</td><td>種別Ｂ</td><td>種別Ｃ</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅰ　　類</td><td>５年以上</td><td>10年以上
20年未満</td><td>20年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ　類</td><td>短　大　３　卒</td><td>６年以上</td><td>11年以上
21年未満</td><td>21年以上</td></tr>
<tr><td>短　大　２　卒</td><td>７年以上</td><td>12年以上
22年未満</td><td>22年以上</td></tr>
</table>

Ⅲ　類	高等学校卒業後１年間の養成施設等を修了した者	８年以上	13年以上 23年未満	23年以上
	そ　の　他	９年以上	14年以上 24年未満	24年以上
経験者〈１級職〉		３年以上	10年以上 20年未満	20年以上

（注）　採用区分就職氷河期世代については、Ⅰ類の区分を適用する。

【特例】

資格の基礎となる採用区分		１級職の在職期間	
		種別Ｂ	種別Ｃ
Ⅰ　類		５年以上 10年未満	５年以上 20年未満
Ⅱ　類	短　大　３　卒	６年以上 11年未満	６年以上 21年未満
	短　大　２　卒	７年以上 12年未満	７年以上 22年未満
Ⅲ　類	高等学校卒業後１年間の養成施設等を修了した者	８年以上 13年未満	８年以上 23年未満
	そ　の　他	９年以上 14年未満	９年以上 24年未満
経験者〈１級職〉		３年以上 10年未満	３年以上 20年未満

（注）　採用区分就職氷河期世代については、Ⅰ類の区分を適用する。

⑶　選考方法

人事評価及び筆記を基本に各任命権者が定める方法による。

○　令和４年度主任職昇任選考実施結果概要　　（単位：人、％）

区　分	総　計	種別Ａ	種別Ｂ	種別Ｃ	准看護師
有資格者　a	11,141(6,829)	7,923(4,712)	2,186(1,507)	1,032 (610)	－
受 験 者　b	4,969(2,672)	4,037(2,046)	785 (531)	147 (95)	－
受 験 率　b/a	44.6 (39.1)	51.0 (43.4)	35.9 (35.2)	14.2(15.6)	－
合 格 者　c	1,720 (886)	1,400 (674)	273 (178)	47 (34)	－
合 格 率　c/b	34.6 (33.2)	34.7 (32.9)	34.8 (33.5)	32.0(35.8)	－
昇 任 率　c/a	15.4 (13.0)	17.7 (14.3)	12.5 (11.8)	4.6 (5.6)	－

（注）　総計は種別Ａ・種別Ｂ及び種別Ｃの合計、(　)内は女性数で内数、准看護師は選考実施区なし。

＜参考＞

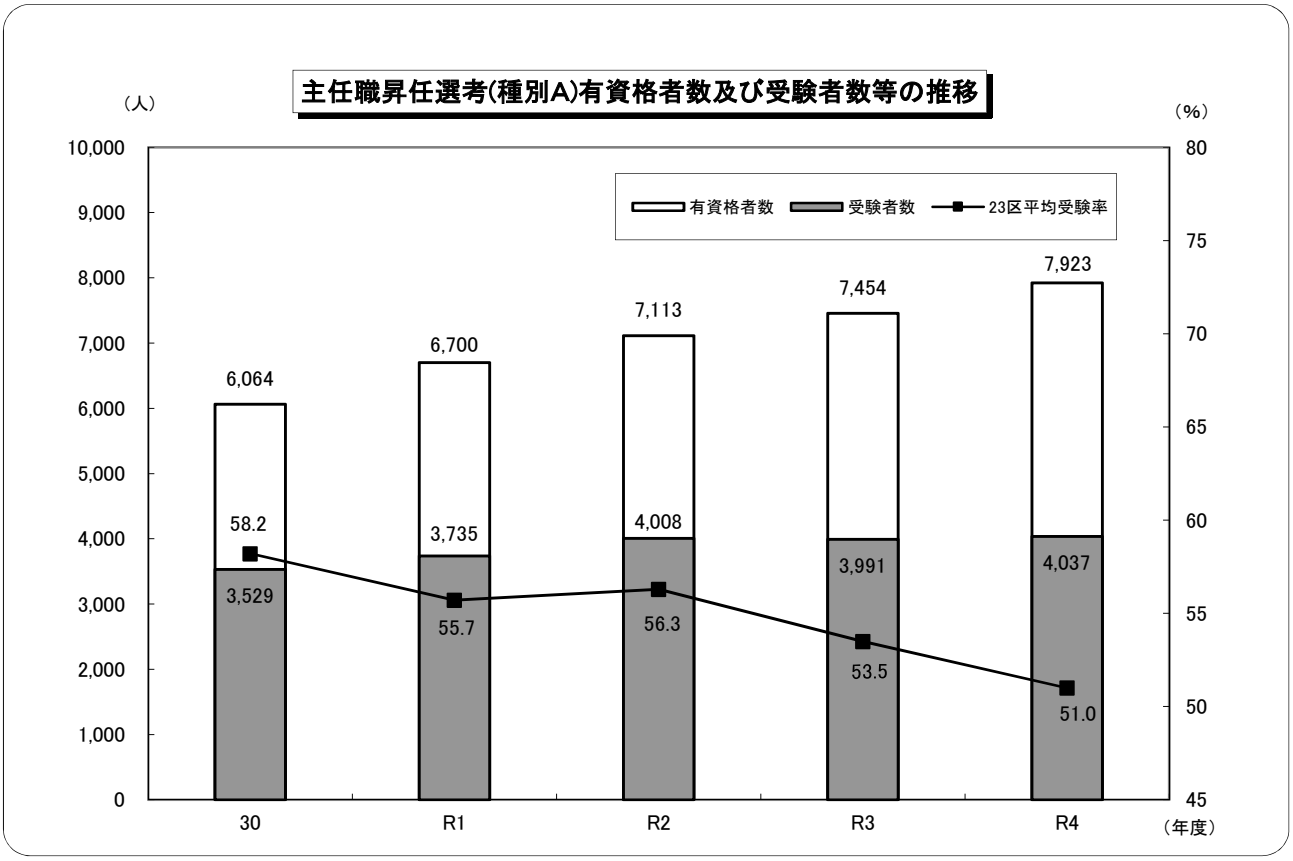

（注）１　受験率＝受験者数／有資格者数

２　技能・業務系昇任選考　（職務分類基準（Ⅱ）２級職以上の職への昇任選考）

平成17年度から、技能・業務系職員に４層制の任用制度を導入し、１級職、技能主任職、技能長職及び統括技能長職を設置している。

⑴　技能主任職昇任選考

技能主任職への昇任については、本委員会において職員の採用･昇任等に関する一般基準の中で「技能主任職昇任選考の基準及び方法」を定め、その選考権限を任命権者に委任している。

令和４年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

ア　受験資格

分類基準（Ⅱ）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、１級職に12年以上在職し年齢が58歳未満のもの　　※令和４年度まで経過措置を適用。

イ　選考方法

人事評価、筆記及び面接とする。

なお、これに基づく選考内容は、各任命権者が定めるものとする。

○　令和４年度技能主任職昇任選考実施結果概要

（単位：人、％）

区　分	技能主任職	
有資格者　a	525	(68)
受 験 者　b	141	(28)
受 験 率　b/a	26.9	(41.2)
合 格 者　c	57	(8)
合 格 率　c/b	40.4	(28.6)
昇 任 率　c/a	10.9	(11.8)

（注）　(　)内は女性数で内数

⑵　技能長職昇任選考

技能長職昇任選考については、本委員会において職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で、技能長職昇任選考の基準及び方法を定め、その選考権限を任命権者に委任している。

令和４年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

ア　受験資格

分類基準(Ⅱ)の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、２級職に４年以上在職し年齢が 58 歳未満のもの　　※令和４年度まで経過措置を適用。

イ　選考方法

人事評価、筆記及び面接とする。

なお、これに基づく選考内容は、各任命権者が定めるものとする。

○　令和４年度技能長職昇任選考実施結果概要

（単位：人、％）

区　分	技能長職	
有資格者　a	2,036	(376)
受 験 者　b	320	(85)
受 験 率　b/a	15.7	(22.6)
合 格 者　c	74	(14)
合 格 率　c/b	23.1	(16.5)
昇 任 率　c/a	3.6	(3.7)

（注）　(　)内は女性数で内数

⑶　統括技能長職昇任選考

統括技能長職昇任選考については、本委員会において職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で、統括技能長職昇任選考の基準及び方法を定め、その選考権限を任命権者に委任している。令和４年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

ア　受験資格

分類基準(Ⅱ)の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、３級職に３年以上在職し年齢が 42 歳以上 58 歳未満のもの

イ　選考方法

人事評価及び面接とする。

なお、これに基づく選考内容は、各任命権者が定めるものとする。

○　令和４年度統括技能長職昇任選考実施結果概要

（単位：人、％）

区　分	統括技能長職	
有資格者　a	188	(20)
受 験 者　b	32	(4)
受 験 率　b/a	17.0	(20.0)
合 格 者　c	12	(0)
合 格 率　c/b	37.5	(0.0)
昇 任 率　c/a	6.4	(0.0)

（注）１　(　)内は女性数で内数
　　２　12 区で選考実施

３　管理職昇任選考

一般の管理職としての課長級の職への昇任選考は、第一次選考と第二次選考とに分かれているが、そのうち第一次選考については、「管理職選考」として年度ごとに実施要綱を定め、本委員会の統一選考として実施している。

令和４年度の管理職選考の実施概要等は、次のとおりである。

⑴　選考種別及び区分

ア　Ⅰ類　事務系（１区分）
　　技術系（３区分）

イ　Ⅱ類　事務系（１区分）
　　技術系（１区分）

⑵　受験資格等

ア　Ⅰ　類

(ｱ) 受験資格

日本国籍を有する実施要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、基準日現在、年齢 55 歳未満で、主任以上の職にあり、その在職期間が６年以上の人（全部、分割又は免除受験方式で受験する場合であって、経験者採用制度等により採用された人が受験する場合を除く。）

※　経験者採用制度等により採用された人及び前倒し受験方式で受験する人については、実施要綱に定めるとおりとする。

(ｲ) 受験方式

全部受験方式：受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式

分割受験方式：受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

免除受験方式：択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式

前倒し受験方式：主任の職にあり、その在職期間が３～５年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみ受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

(ｳ) 選考方法

筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問による。

(ｴ) 択一・短答式問題受験の免除資格

択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人には、原則として、受験翌年度以降の３年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

※　翌年度にⅠ類（全部、分割、免除）の受験資格を満たさない者については、原則として、受験資格を満たす年度以降３年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

イ　Ⅱ　類

(ｱ) 受験資格

日本国籍を有する実施要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、基準日現在、年齢 46 歳以上 56 歳未満で、課長補佐職にあり、その在職期間が２年以上の人

(ｲ) 選考方法

筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問による。

⑶ 実施状況

別表１及び別表２のとおり

別表１

令和４年度管理職選考実施状況（合格者決定）

Ⅰ類（全部及び免除受験方式）及びⅡ類

（単位：人、％）

種別	選考区分		受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
			４年度	３年度	増減	４年度	３年度	増減	４年度	３年度	増減	４年度	３年度	増減
Ⅰ類	事務		336	338	△ 2	191	207	△ 16	107	118	△ 11	31.8	34.9	△ 3.1
	技術	Ⅰ	67	60	7	40	18	22	26	12	14	38.8	20.0	18.8
		Ⅱ	41	29	12	22	14	8	14	12	2	34.1	41.4	△ 7.3
		Ⅲ	46	48	△ 2	12	11	1	8	7	1	17.4	14.6	2.8
		小計	154	137	17	74	43	31	48	31	17	31.2	22.6	8.6
	Ⅰ類計		490	475	15	265	250	15	155	149	6	31.6	31.4	0.2
Ⅱ類	事務		31	42	△ 11	29	41	△ 12	24	33	△ 9	77.4	78.6	△ 1.2
	技術		12	22	△ 10	8	13	△ 5	8	11	△ 3	66.7	50.0	16.7
	Ⅱ類計		43	64	△ 21	37	54	△ 17	32	44	△ 12	74.4	68.8	5.6
合計			533	539	△ 6	302	304	△ 2	187	193	△ 6	35.1	35.8	△ 0.7

Ⅰ類（全部受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分		受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
			４年度	３年度	増減	４年度	３年度	増減	４年度	３年度	増減	４年度	３年度	増減
Ⅰ類（全部）	事務		178	175	3	90	89	1	51	59	△ 8	28.7	33.7	△ 5.0
	技術	Ⅰ	25	27	△ 2	8	5	3	4	4	0	16.0	14.8	1.2
		Ⅱ	23	16	7	12	8	4	9	7	2	39.1	43.8	△ 4.7
		Ⅲ	11	13	△ 2	2	2	0	1	1	0	9.1	7.7	1.4
		小計	59	56	3	22	15	7	14	12	2	23.7	21.4	2.3
	合計		237	231	6	112	104	8	65	71	△ 6	27.4	30.7	△ 3.3

Ⅰ類（免除受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分		受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
			４年度	３年度	増減	４年度	３年度	増減	４年度	３年度	増減	４年度	３年度	増減
Ⅰ類（免除）	事務		158	163	△ 5	101	118	△ 17	56	59	△ 3	35.4	36.2	△ 0.8
	技術	Ⅰ	42	33	9	32	13	19	22	8	14	52.4	24.2	28.2
		Ⅱ	18	13	5	10	6	4	5	5	0	27.8	38.5	△ 10.7
		Ⅲ	35	35	0	10	9	1	7	6	1	20.0	17.1	2.9
		小計	95	81	14	52	28	24	34	19	15	35.8	23.5	12.3
	合計		253	244	9	153	146	7	90	78	12	35.6	32.0	3.6

別表２

令和４年度管理職選考実施状況（免除者決定）

（単位：人、％）

		対象者数				免除者数				免除率			
		計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳		
		A	全部 A1	分割 A2	前倒し A3	B	全部 B1	分割 B2	前倒し B3	B/A	全部 B1/A1	分割 B2/A2	前倒し B3/A3
事　務		481	122	105	254	126	29	19	78	26.2	23.8	18.1	30.7
技術	Ⅰ	63	21	16	26	17	8	3	6	27.0	38.1	18.8	23.1
	Ⅱ	50	14	15	21	17	4	6	7	34.0	28.6	40.0	33.3
	Ⅲ	40	8	15	17	13	5	2	6	32.5	62.5	13.3	35.3
	小　計	153	43	46	64	47	17	11	19	30.7	39.5	23.9	29.7
合　計		634	165	151	318	173	46	30	97	27.3	27.9	19.9	30.5

（注）１　対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数

２　全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人

３　分割とは、分割受験方式で受験した人

４　前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人

５　免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

＜参考＞

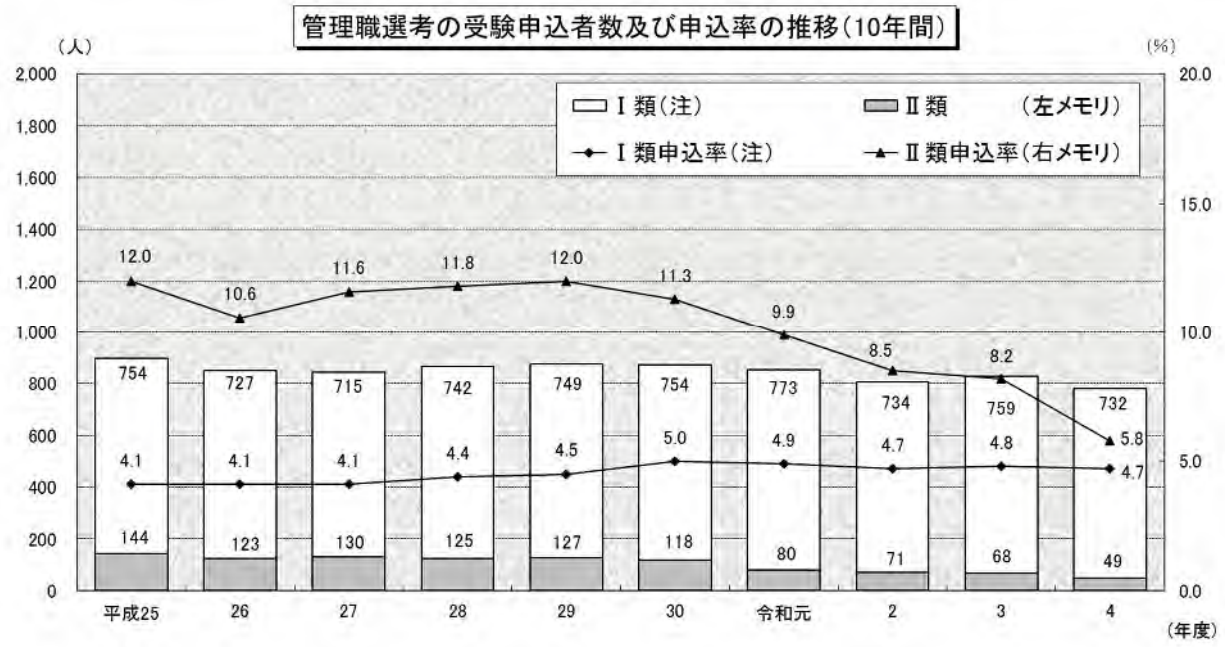

（注）　全部、分割及び免除受験方式の受験申込者数及び申込率

第３章　労働基準監督機関としての事務

労働基準法（以下「労基法」という。）、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）及び船員法においては、労働者の労働条件を保護するため、所定の行政機関が監督権を行使することとされている。この機関を労働基準監督機関といい、通常は労働基準監督署又は船員労務官がこれに当たるが、地方公務員は、地方公務員法第58条第５項の規定に基づき、非現業職員（労基法別表第１第11号、第12号及び別表第１に掲げる事業以外の官公署に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体にあってはその長）が労働基準監督機関としての権限を行使している。

本委員会が、労働基準監督機関として行う職権行使に関する事務は、次のとおりである。

Ⅰ　許認可等の事務

職員の適切な勤務条件、安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、労基法及び安衛法では、使用者が職員の勤務条件、施設、設備等を管理するに当たり、一定の基準を遵守させるため、あらかじめ労働基準監督機関の許可を得ること等を要件としている。

本委員会が、労働基準監督機関として行っている許認可等の主なものは、次のとおりである。

１　許可

(1) 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働の許可（労基法第33条）

(2) 断続的な宿直又は日直勤務の許可（労基法第41条）

(3) 監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可（労基法第41条）

２　認定

(1) 解雇制限除外の認定（労基法第19条）

(2) 解雇予告除外の認定（労基法第20条）

３　届出の受理

(1) 時間外労働・休日労働に関する協定届（労基法第36条）

(2) ボイラー等の設置及び変更の届（安衛法第88条）

(3) 機械等の設置、移転及び変更に関する計画の届（安衛法第88条）

４　報告の受理

(1) 適用事業報告（労基法第104条の２）

(2) 総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医の選任報告（安衛法第10・12・13条）

(3) 定期健康診断等結果報告（安衛法第66条）

(4) 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告（安衛法第66条）

(5) 職員死傷病報告（安衛則第97条）

(6) 事故報告（安衛則第96条）

(7) 機械等の設置、使用休止及び廃止報告（安衛法第100条）

＜令和４年度実績＞

項　　目	件　　数
断続的な宿直又は日直勤務の許可申請	２件
監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	３件
解雇予告除外認定	９件
時間外・休日労働に関する協定届	１，５９９件
総括安全衛生管理者・衛生管理者・産業医選任報告	２６７件
定期健康診断等結果報告	１９０件
職員死傷病報告	１５件
事故報告	０件
機械等の落成・変更等各検査申請	２件
機械等の設置・変更届等	１４件
機械等の休止・廃止報告	８件
機械等検査証再交付・書替申請	１件

Ⅱ　ボイラー等の検査

安衛法及び同法に基づく政令等では、ボイラー等を設置する時又は必要の都度に、一定の基準以上の性能を維持し使用に十分耐え得るかを検査することが義務付けられているため、本委員会が検査を実施している。検査に当たっては、ボイラー等の保守管理及び操作に関する指導を併せて行い、労働災害発生の防止に努めている（安衛法第38条等）。

なお、23区のボイラー等の設置状況は、別表１のとおりである。

＜令和４年度実績＞　　（単位：基）

項　　目	ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン	計
落成検査	0	0		0	0
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	2	0	0	2
計	0	2	0	0	2

Ⅲ　定期監督

毎年度当初に決定する基本方針と実施計画に基づき、職員の勤務条件（勤務時間、休憩、休日等）及び執務環境等が、労基法及び安衛法その他関係法令に適合しているかどうかを、事業場において調査・監督している。

監督の結果、法令違反事項があった場合は、区長及び事業場長に是正するよう通知し、結果の報告を求めている。

＜令和４年度実績＞

事　業	月別実績												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
区民行政施設		2	6	2		4	2	6	3				25
教育施設		2	6	1		5	4	4	3				25
計		4	12	3		9	6	10	6				50

結 果 の 概 要
実施事業場　50か所 指摘事項　177件（47事業場） ＜指摘の概要＞ ○勤務時間管理（69件） ・退勤時刻と超過勤務命令時間が乖離している等 ○休憩時間(1件) ・適切な休憩時間を与えられていない。 ○時間外・休日労働に係る協定（3件） ・協定時間を超えて、時間外・休日労動を行わせている等 ○会計年度任用職員の勤務条件（14件） ・勤務実態が勤務条件通知書と異なっている等 ○週休日の変更(21件) ・あらかじめ振替命令簿で、「勤務することを命ずることとなる日」及び「替わりに週休日とした日」を特定していない等 ○割増賃金（3件） ・週休日の変更に伴う割増賃金が支給されていない ○面接指導（9件） ・１か月あたり80時間を超えて時間外労働を行った職員に対する適切な事後措置が講じられていない等 ○職員死傷病報告（1件） ・職員死傷病報告書が提出されていない ○安全衛生管理体制(21件) ・衛生管理者が選任されていない。産業医が選任されていない。衛生委員会を基準に基づいた回数実施していない等 ○工作機械・木材加工用機械の安全管理（5件） ・卓上ボール盤が固定されていない等 ○有害物管理(30件) ・薬品台帳・化学物質等安全データシートの整備が不十分である。ガラス製薬品容器の一部に接触割れ防止の措置がされていない等

Ⅳ　労働安全衛生普及活動

総合的な労働安全衛生対策を進めるに当たっては、労働が健康に与える影響や健康障害等を防ぐための安全衛生管理体制及び作業環境管理等についての正しい知識が必要である。その知識の普及のため、次の事業を実施している。

労働安全衛生講演会

各区の労働安全衛生担当者等の安全衛生意識の高揚を図るため、講演会を開催している。

＜令和４年度実績＞

(1) 開催年月日　　令和4年10月7日（金）

(2) 開 催 場 所　　東京区政会館20階　202・203会議室

(3) 演　　題　「パワーハラスメント最新事情－こんな時どうする？－」

(4) 講　　師　一般社団法人職場のハラスメント研究所所長　金子　雅臣　氏

(5) 受 講 者　33名

※他にも区の要請により労働基準法に係る研修を実施（1件）

（別表１）

ボイラー等の設置状況

令和5年4月1日現在

（単位:基）

区分 / 区名	ボイラー（伝熱面積　㎡）					第一種圧力容器（内容積　㎥）							ゴンドラ（積載荷重　t）			クレーン（吊り上げ荷重 t）	合　計
	5未満	5以上10未満	10以上40未満	40以上100未満	小　計	0.5未満	0.5以上1未満	1以上2未満	2以上5未満	5以上10未満	10以上30未満	小　計	0.25未満	0.25以上	小　計		
千代田					0	2				1		3			0		3
中　央					0							0			0		0
港					0	2				2		4	1		1		5
新　宿					0							0	1	1	2		2
文　京					0			2				2	10	9	19		21
台　東	2				2							0			0		2
墨　田	1	2			3	2		1	1			4	1		1		8
江　東					0							0	2	1	3		3
品　川					0	6	1	2	1			10			0		10
目　黒			2		2	6	1		2	1		10			0		12
大　田					0	6		1				7		1	1	1	9
世田谷			3		3				1			1			0		4
渋　谷			1		1							0	2		2		3
中　野					0							0			0		0
杉　並					0							0	1		1		1
豊　島					0	2	4	2		2		10	2	1	3		13
北					0	8	2		2			12	1	1	2	1	15
荒　川					0							0			0		0
板　橋					0	2						2			0		2
練　馬					0	12	4		1	4		21	5	1	6		27
足　立					0	1						1	6		6		7
葛　飾					0	2						2			0		2
江戸川		1	1		2	3			1	1		5	2		2		9
合　計	3	3	7	0	13	54	12	8	9	11	0	94	34	15	49	2	158

（注）　上表のうち令和5年4月1日現在の休止は7基（ 第一種圧力容器　7基）

第４章　職員団体等に関する事務

Ⅰ　職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体の組織及び運営が自主的かつ民主的であるかどうかを、公平・中立な第三者機関である人事委員会（又は公平委員会）が確認し、公証するための制度である（地方公務員法第53条）。

登録されるための要件は、次のとおりである。

① 職員団体の規約で一定事項が定められていること（地方公務員法第53条第2項）。

② 職員団体の重要事項が一定の民主的手続により決定されていること（地方公務員法第53条第3項）。

③ 職員団体の構成員が同一地方公共団体の職員（警察職員及び消防職員は除かれる。）のみで組織されていること（地方公務員法第53条第4項）。

登録の効果は、次のとおりである。

① 地方公共団体は、登録職員団体からの交渉の申入れについて応諾すべき地位に立つこと（地方公務員法第55条第1項）。

② 法人格取得資格を得ること（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項第3号）。

③ 在籍専従役員として従事し得ること（地方公務員法第55条の２）。

本委員会が登録している職員団体は、次のとおりである。

職　員　団　体　の　登　録　状　況

（令和5年3月31日現在）

番　号	区　名	名　　称	所　　在　　地	登　録 年　月　日	法人の申出受理 年　月　日
1	大　田	大田区 職員労働組合	大田区大森西1-12-1 大森地域庁舎内	昭和 44. 1. 13	昭和 44. 1. 13
2	千代田	東京都千代田区 職員労働組合	千代田区九段南1－6－11 区役所内	〃	〃
3	中　央	東京都中央区 職員労働組合	中央区築地1－1－１ 区役所内	〃	〃
4	港	東京都港区 職員労働組合	港区芝公園１－5－25 区役所内	〃	〃
5	新　宿	東京都新宿区 職員労働組合	新宿区歌舞伎町1－4－1 区役所内	〃	〃
6	文　京	東京都文京区 職員労働組合	文京区春日1－16－21 区役所内	〃	〃
7	台　東	東京都台東区 職員労働組合	台東区東上野4－5－6 区役所内	〃	〃
8	墨　田	墨田区 職員労働組合	墨田区吾妻橋1－23－20 区役所内	〃	〃
9	江　東	東京都江東区 職員労働組合	江東区東陽4－11－28 区役所内	〃	〃
１０	品　川	東京都品川区 職員労働組合	品川区広町2－1－36 区役所内	〃	〃
１１	目　黒	東京都目黒区 職員労働組合	目黒区上目黒2－19－15 区役所内	〃	〃

番　号	区　名	名　　称	所　　在　　地	登　　録 年　月　日	法人の申出受理 年　　月　　日
１２	世田谷	世田谷区 職員労働組合	世田谷区世田谷4－21－27 区役所内	44. 1.13	44. 1.13
１３	渋　谷	渋谷区 職員労働組合	渋谷区宇田川町1－1 区役所内	〃	〃
１４	中　野	中野区 職員労働組合	中野区中野4－8－1 区役所内	〃	〃
１５	杉　並	東京都杉並区 職員労働組合	杉並区阿佐ヶ谷南1－15－1 区役所内	〃	〃
１６	豊　島	東京都豊島区 職員労働組合	豊島区南池袋2－45－1 区役所内	〃	〃
１７	北	東京都北区 職員労働組合	北区王子本町1－15－22 区役所内	〃	45. 2.10
１８	荒　川	東京都荒川区 職員労働組合	荒川区荒川2－2－3 区役所内	〃	44. 1.13
１９	板　橋	東京都板橋区 職員労働組合	板橋区板橋2－66－1 区役所内	〃	〃
２０	練　馬	練馬区 職員労働組合	練馬区豊玉北6－12－1 区役所内	〃	〃
２１	足　立	東京都足立区 職員労働組合	足立区千住1－4－18 区役所内	〃	〃
２２	葛　飾	東京都職員 労働組合葛飾支部	葛飾区立石5－13－1 区役所内	〃	〃
２３	江戸川	江戸川区 職員労働組合	江戸川区中央1－4－1 区役所内	〃	〃
２４	台　東	東京都台東区役所 職員労働組合	台東区東上野4－5－6 区役所内	47.11.18	47.11.18
２５	豊　島	豊島区教職員組合	豊島区南池袋2－40－15	53. 2.22	53. 2.22
２６	江　東	東京都教職員組合	江東区扇橋1－12－20 江東教育会館内	55. 1.17	55. 1.17
２７	墨　田	墨田区教職員組合	墨田区太平1－30－11 松本ビル１階	57. 2.18	57. 2.18
２８	北	全北区 職員連絡協議会	北区王子本町1－15－22 区役所内	57. 3. 5	57. 3. 5
２９	北	東京都北区 職員団体評議会	北区王子本町1－15－22 区役所内	57. 6.11	57. 6.11
３０	北	北区教職員組合	北区西ヶ原2－24－8 北区教育会館内	57. 7 .2	57. 7 .2
３１	足　立	東京都教職員組合 足立支部	足立区中央本町1－5－1 足立区教育会館	57.12.14	57.12.14
３２	世田谷	世田谷区 教職員組合	世田谷区世田谷1－41－12	58. 1.18	58. 1.18
３３	杉　並	杉並区教職員組合	杉並区桃井2－3－5	59. 6.18	59. 6.18
３４	葛　飾	葛飾区教職員組合	葛飾区新宿1－15－14	平成 元.12. 1	平成 元.12. 1
３５	江戸川	江戸川区 教職員組合	江戸川区中央3－7－11－102 江戸川区平和運動センター内	2.11. 6	2.11. 6

番　号	区　名	名　　称	所　　在　　地	登　　録 年　月　日	法人の申出受理 年　　月　　日
３６	渋　谷	渋谷区教職員組合	渋谷区笹塚3－10－1 渋谷区立笹塚中学校内	6. 1.10	6. 1.10
３７	江戸川	東京都教職員組合 江戸川支部	江戸川区松本1－32－8 江戸川教育会館内	6. 7.21	6. 7.21
３８	大　田	東京都教職員組合 大田支部	大田区蒲田5－36－2 相互蒲田ﾋﾞﾙ802･803号室	6.11.25	6.11.25
３９	世田谷	東京都教職員組合 世田谷支部	世田谷区若林4－30－10 岡元ビル内	7. 6. 6	7. 6. 6
４０	豊　島	豊島区職員労働組合 （ﾈｯﾄﾜｰｸ豊島）	豊島区南池袋2－45－1 豊島区役所内	8. 6.25	――――
４１	江　東	江東区公立学校 教職員組合	江東区北砂6－16－28 砂町中学校内	8. 8.13	8. 8.13
４２	清掃一組	東京清掃労働組合 墨田清掃工場支部	墨田区東墨田1－10－23 墨田清掃工場内	13.12.26	――――
４３	新　宿	新宿区学校事務 職員評議会	さいたま市見沼区東大宮 7－4－23	14. 1.17	――――
４４	墨　田	墨田区職員労働組合 「連帯墨田」	墨田区吾妻橋1－23－20 墨田区役所内	14. 7.19	――――
４５	清掃一組	東京清掃労働組合 有明工場支部	江東区有明２－3－10 有明清掃工場内	14.12.17	――――
４６	北	東京清掃労働組合 北支部	北区豊島8－4－3 北区清掃事務所内	14.12.24	――――
４７	葛　飾	東京都教職員組合 葛飾支部	葛飾区立石1－7－12 葛飾教育会館内	16. 7.28	16. 7.28
４８	杉　並	自治体労働者組合 ・杉並	杉並区西荻南3－5－20	17. 9. 1	――――
４９	大　田	東京清掃労働組合 調布支部	大田区田園調布本町32－12 大田区調布清掃事務所内	18. 3.15	――――
５０	練　馬	東京都教職員組合 練馬支部	練馬区豊玉中3－23－20	18. 8.22	18. 8.22
５１	清掃一組	東京清掃労働組合 一部事務組合総支部	千代田区飯田橋3－5－1 東京区政会館１５階	18. 9.28	――――
５２	中　野	東京都教職員組合 中野支部	中野区東中野5－27－22 中野区教職員互助会研究室内	20.10.31	20.10.31
５３	中　野	中野区一般職 非常勤・臨時・ 任期付職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	29.3.22	――――
５４	豊　島	公共一般豊島区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	令和 2.3.27	――――
５５	杉　並	公共一般杉並区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.4.24	――――

番　号	区　名	名　　称	所　　在　　地	登　　録 年　月　日	法人の申出受理 年　　月　　日
５６	大　田	公共一般大田区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	〃	――――
５７	板　橋	公共一般板橋区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.4.30	――――
５８	台　東	公共一般台東区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	〃	――――
５９	中　央	公共一般中央区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.5.7	――――
６０	江　東	地方公共団体 一般職非常勤等 職員労働組合江東	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.5.28	――――
６１	練　馬	公共一般練馬区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.6.18	――――
６２	墨　田	公共一般墨田区 会計年度任用職員 労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.7.17	――――
６３	品　川	公共一般品川区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.7.17	――――
６４	足　立	公共一般足立区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.8.7	――――
６５	板　橋	連帯労働者組合 板橋区パート	板橋区板橋2-44-20-203 ヴァンクール板橋連帯 労働者組合事務所内	2.8.12	――――
６６	練　馬	練馬区立図書館 専門員労働組合	練馬区光が丘4-1-5 練馬区立光が丘図書館内	2.9.9	――――
６７	文　京	公共一般文京区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	3.1.27	――――

番　号	区　名	名　　称	所　　在　　地	登　　録 年　月　日	法人の申出受理 年　　月　　日
６８	世田谷	公共一般世田谷区会計年度任用職員労働組合	豊島区南大塚2－33－10 東京労働会館５階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	3.2.17	――――

Ⅱ　職員団体等に対する規約の認証

昭和53年9月8日、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）が施行され、現行の国家公務員法及び地方公務員法においては登録が受けられず、法人格を取得できない職員団体が、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づき規約の認証を受け登記することにより、法人格が付与されることとなり、人事委員会（又は公平委員会）が同法の規定する認証機関としての事務を行うこととなった。

なお、これまで本委員会が同法に基づき規約の認証をした事例はない。

Ⅲ　管理職員等の範囲の決定

管理職員等とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は、人事委員会規則（又は公平委員会規則）で定めることとされている(地方公務員法第52条第3項ただし書及び第4項）。

管理職員等の範囲を決定することは、本来、各地方公共団体における法令その他による職制及び権限分配の実体に基づき、客観的に定まるものであるが、ときに労使間に紛議を生じることもあり得るので、公平・中立な第三者機関である人事委員会（又は公平委員会）があらかじめ、これを確認し、規則で定めることとしたものである。

第５章　公平審査等の事務

現行法における公務員制度は、行政の民主的、かつ、能率的な運営を図るために、職員が全力をあげて職務に専念できるよう、給与、勤務条件その他身分取扱上の諸権利を職員に保障している。

公平審査事務は、職員から保障の請求があった場合に人事委員会（又は公平委員会）が審査するもので、準司法的機能に係る事務である。

公平審査事務には、地方公務員法第8条第1項第9号による勤務条件に関する措置要求の審査に関する事務と同項第10号による不利益処分に関する審査請求の審査に関する事務がある。

Ⅰ　勤務条件に関する措置要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会（又は公平委員会）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

勤務条件に関する措置要求があったとき、人事委員会（又は公平委員会）は、事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、自己の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

平成30年度から令和4年度までの本委員会における措置要求事案の処理状況は、次のとおりである。

(1)　措置要求に関する件数

（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度までの未処理件数	3	3	0	2	5
要求件数（新規）	1	2	1	4	2
処理件数	1	5	0	1	4
未処理件数	3	0	1	5	3

※令和2年度の「未処理件数」と令和3年度の「前年度までの未処理件数」は、判定取消請求事件判決による判定の一部取消があったため、一致しない。

(2)　完結した事案の内容（令和4年度）

番号	事件番号	要求内容	判定年月日
1	令和4年（行）第1号	昇任選考結果の見直し等に関する行政措置要求	棄却 5.1.11
2	令和3年（行）第1号	職による取扱いの差異の解消に関する行政措置要求	取下げ 5.1.15
3	令和3年（行）第2号	人事評価及び昇任選考に関する行政措置要求	取下げ 5.1.15
4	令和3年（行）第3号	人事評価関係文書の開示に関する行政措置要求	取下げ 5.1.15

Ⅱ　不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会（又は公平委員会）に対してのみ審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2第1項）。

不利益処分に関する審査請求を受理したとき、人事委員会（又は公平委員会）は、直ちにその事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者に職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地方公務員法第50条）。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

平成30年度から令和4年度までの本委員会における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

(1)　審査請求に関する件数　（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度までの未処理件数	276	279	281	271	272
請求件数（新規）	9	2	1	7	1
処理件数	6	0	11	6	3
未処理件数	279	281	271	272	270

(2)　完結した事案の内容（令和4年度）

番号	事案番号	請求内容	裁決年月日
1	平成30年（不）第7号	戒告処分取消請求事案	棄却 4.6.22
2	平成30年（不）第8号	戒告処分取消請求事案	棄却 4.6.22
3	令和4年（不）第2号	事案名なし	受理前却下 5.1.11

Ⅲ　その他の事務

1　苦情処理

職員は、人事委員会（又は公平委員会）に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行うことができる（地方公務員法第8条第1項第11号）。

平成30年度から令和4年度までに本委員会が受けた相談件数は、次のとおりである。

苦情相談に関する件数　（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度までの未処理件数	3	5	6	17	4
相談件数（新規）	17	32	57	49	40
処理件数	15	31	46	62	25
未処理件数	5	6	17	4	19

２　学校医等の公務災害補償の審査

特別区立学校の学校医等の公務上の災害等について、その認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して学校医等から審査の請求があったときは、人事委員会（又は公平委員会）は、事案を審査し、裁定を行う（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条等）。

なお、これまで本委員会が学校医等の公務災害補償の審査をした事例はない。

３　退職手当支給制限等の処分に係る諮問に関する調査審議

各区の職員の退職手当に関する条例により、退職した者や遺族等に対する退職手当の支給制限・返納命令については、手続の適正や権利保護を図る必要性が特に高いため、人事委員会への諮問が必要とされている。

各区から退職手当支給制限等の処分に関する諮問を受けたとき、本委員会は、同諮問について調査審議し、答申する。

平成30年度から令和4年度までに本委員会が受けた諮問件数は、次のとおりである。

退職手当支給制限等の処分に係る諮問に関する件数　（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度までの未処理件数	0	0	0	0	0
諮問件数（新規）	0	0	1	1	0
処理件数	0	0	1	0	1
未処理件数	0	0	0	1	0

４　退職管理の適正の確保

離職後に営利企業等に再就職した元職員（再就職者）は、離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該地方公共団体等と当該営利企業等又はその子法人との間の契約等事務（離職前５年間の職務に属するもの）に関し、離職後２年間、職務上の行為についての要求、依頼が禁止されている（地方公務員法第38条の2）。

この再就職者による依頼等の規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施することになるが、その際、人事委員会（又は公平委員会）は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する（地方公務員法第38条の3～第38条の5）。

第６章　給与関係事務

人事委員会の権限の一つとして、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会及び長に提出することが、地方公務員法に定められている。本委員会は、特別区職員給与等実態調査や職種別民間給与実態調査を実施し、これらの調査をもとに職員の給与等に関する報告及び勧告を行っている。また、人事行政の専門機関として、職員に関する条例の制定改廃に関して各特別区の議会及び区長に意見の申出等を行っている。

Ⅰ　令和４年特別区職員給与等実態調査の結果

特別区職員給与等実態調査は、各特別区における「職員の給与に関する条例」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「学校教育職員の給与に関する条例」又は「中等教育学校教育職員の給与等に関する条例」の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、任用・給与制度の研究や職員の給与勧告に必要な基礎資料を得るため、各特別区の任命権者に依頼し、毎年実施している。

本調査は４月１日を調査基準日としており、基準日に在職している職員を対象としているが、休職者や育児休業中の職員等は除かれる。

１　在職状況

(1)　職員数

令和４年４月１日に在職する職員は 56,612 人となっており、前年に比べ 393 人減っている。

職種別の職員数及び構成比は、行政職が 48,736 人（86.1%）で最も多く、以下、技能職が 4,757（8.4%）、医療職が 2,475 人（4.4%）、幼稚園教育職員が 644 人（1.1%）である。

また、職種ごとの職員数を 10 年前の平成 24 年と比較すると、行政職が 1,304 人、医療職が 36 人増加し、技能職は 4,108 人、幼稚園教育職員は 71 人減少している。

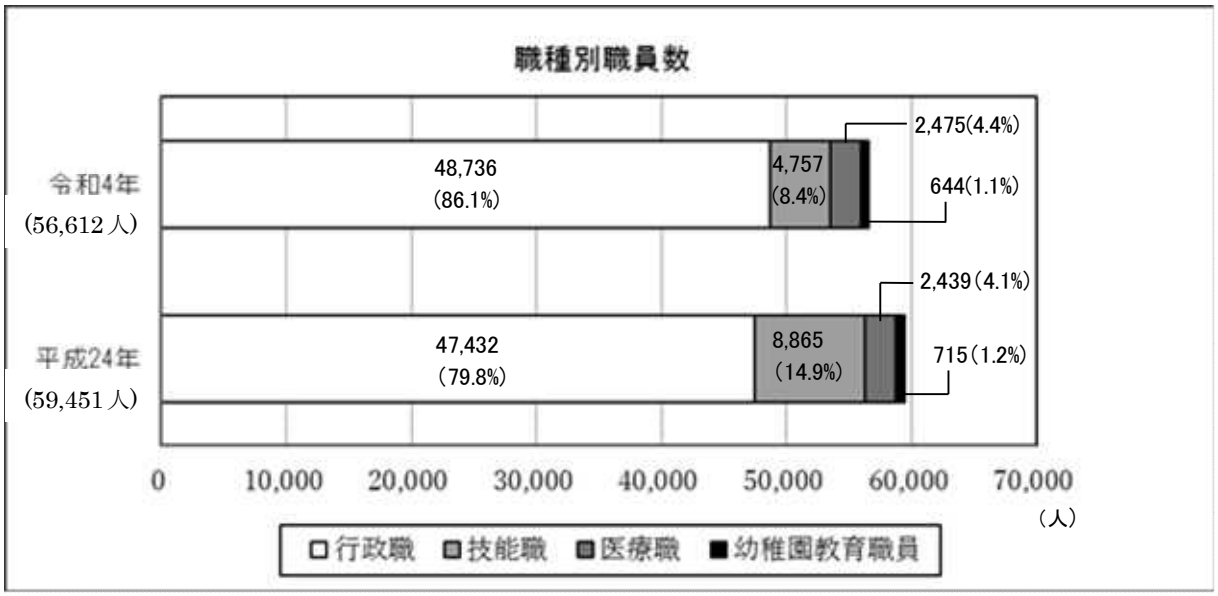

（注）　「行政職」は事務・一般技術・福祉系職員、「技能職」は技能・業務系職員、「医療職」は医療技術系職員を示す。

(2)　年齢構成

年齢階層別の職員構成を 10 年前の平成 24 年と比較すると、30 歳台後半以降の職員割合が減少する一方で、30 歳台前半までの職員割合が大幅に増加している。

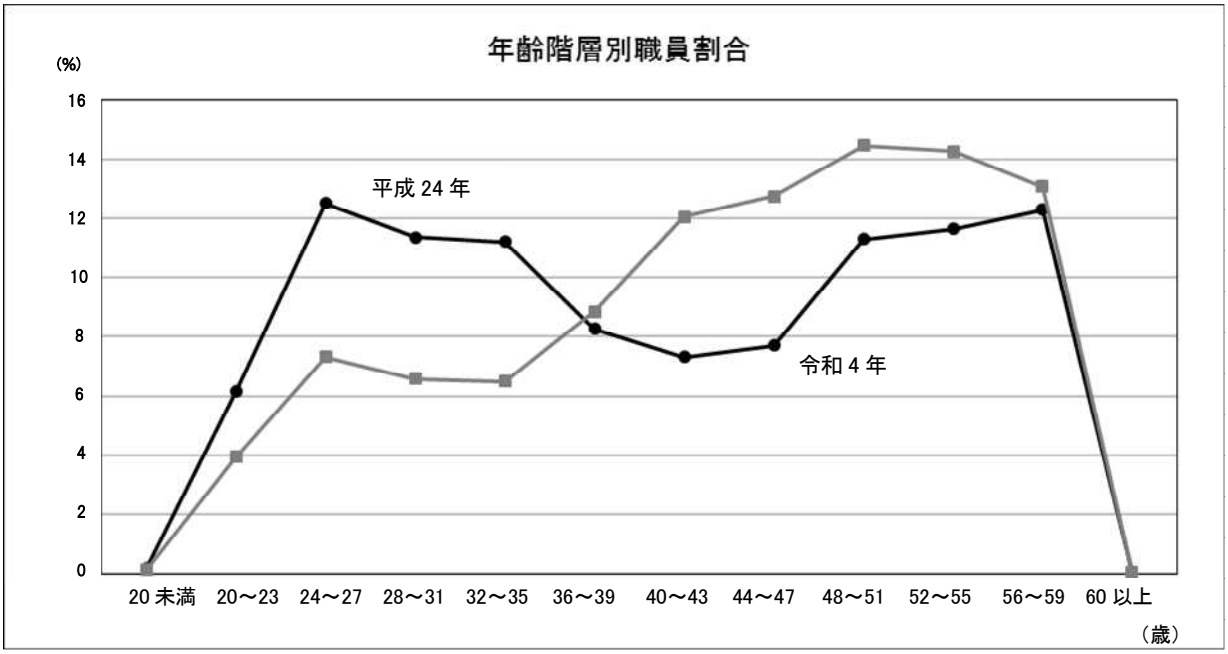

また、平均年齢は全職員で 40.7 歳（前年比△0.2 歳）、行政職では 39.6 歳（前年比△0.2 歳）である。

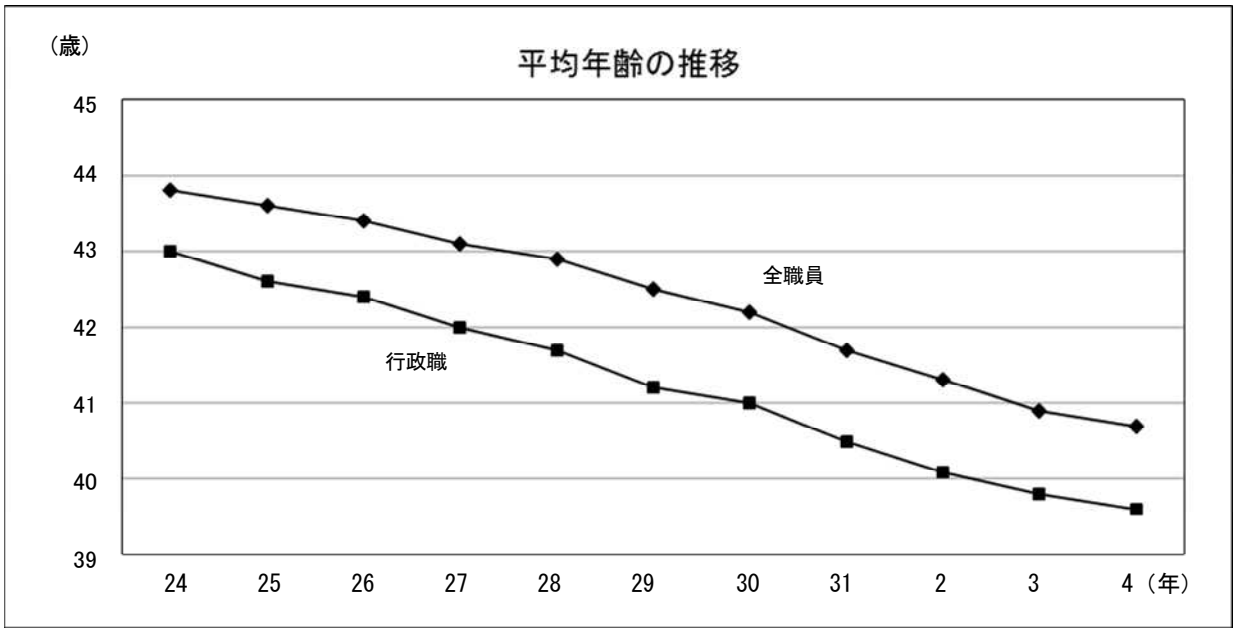

(3)　学歴構成

職員の最終学歴別構成は、全職員でみると、大学卒が 62.1%、短大卒が 20.8%、高校卒が 16.7%、中学卒が 0.4%である。

また、10 年前の平成 24 年と比較すると、大学卒の職員割合が増加している一方で、短大卒、高校卒及び中学卒の職員割合が減少している。

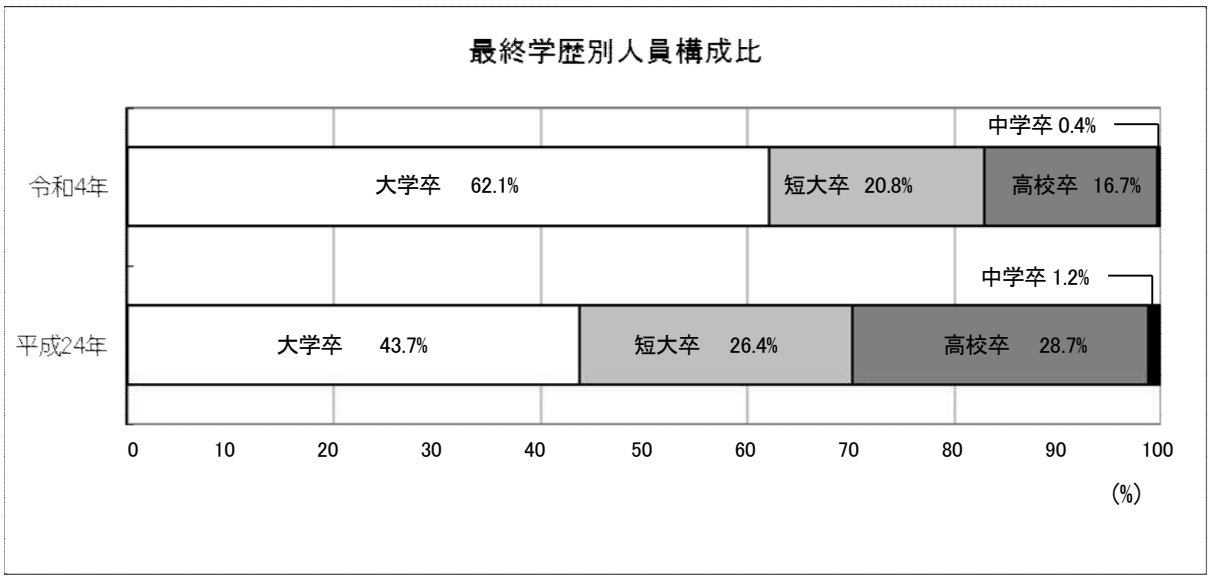

2　職員の給与

(1)　平均給与月額

全職員の平均給与月額は 373,108 円で、前年に比べ 1,194 円減であった。

（単位：円、歳）

	計	平均給与月額					平均年齢
		給料月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	
全　職　員	373,108 (374,302)	298,833 (299,843)	4,797 (4,865)	61,446 (61,653)	3,689 (3,642)	4,339 (4,298)	40.7 (40.9)
行　政　職	371,854	297,726	4,631	61,226	3,843	4,422	39.6
技　能　職	373,292	302,471	7,653	61,961	－	1,198	52
医療職（一）	918,740	491,730	6,813	120,912	106,019	193,266	53
医療職（二）	395,195	322,926	3,262	65,412	873	2,722	45
医療職（三）	367,911	298,948	2,992	60,706	1,593	3,672	41.6
幼稚園教育職員	409,085	316,035	2,550	67,221	17,522	5,757	36.4

（注）1　（　）は、令和３年の調査結果である。

2　医療職（一）は医師・歯科医師、医療職（二）は栄養士・検査技術等、医療職（三）は保健師・看護師等が該当する。

3　「その他」は、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）及び寒冷地手当の計である。

4　「計」は、支給総額を適用人員で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

(2) 扶養手当

扶養手当は、全職員の 29.1%にあたる 16,474 人が受給している。

平均支給月額は、全職員 1 人当たりの平均で 4,797 円、支給されている職員 1 人当たりの平均は 16,484 円である。

（単位：人、%）

区　　分	人員	割合
支給されている職員	16,474	29.1
うち、配偶者を扶養している職員（6,000 円支給）	5,744	10.1
うち、子を扶養している職員（9,000 円支給）	13,578	24.0
うち、配偶者を欠く一子を扶養している職員（13,000 円支給）（特例措置）	112	0.2
うち、父母等を扶養している職員（6,000 円支給）	1,010	1.8
うち、特定期間にある子を扶養している職員（子一人につき 4,000 円加算）	5,687	10.0
支給されていない職員	40,138	70.9
計	56,612	100.0

（注）1　表中の割合は、全職員に対する各支給区分の職員数の割合を示す。

2　「支給されている職員」の各区分の該当職員数は、重複している場合がある。

3　「子を扶養している職員」の子には、配偶者を欠く一子を含まない。

4　「特定期間」は、満 15 歳に達する日後の最初の４月１日から満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの期間を指す。

5　「特例措置」は、平成 30 年３月 31 日に「配偶者を欠く一子のみ」又は「配偶者を欠く一子及び父母等」に係る扶養手当の支給を受けていた職員が、平成 30 年４月１日以降、引き続き、「配偶者を欠く特定期間にない一子のみ」又は「配偶者を欠く特定期間にない一子及び父母等」を扶養する場合に該当する。

(3) 住居手当

住居手当は、全職員の 26.2%にあたる 14,811 人が受給している。

平均支給月額は、全職員 1 人当たりの平均で 4,122 円、支給されている職員 1 人当たりの平均は 15,754 円である。

（単位：人、%）

区分					人員	割合
支給されている職員					14,811	26.2
	下記以外世帯主		～27 歳	27,000 円	3,848	6.8
			28 歳～32 歳	17,600 円	4,134	7.3
			33 歳～	8,300 円	6,827	12.1
	単身赴任手当を支給されている世帯主	公舎等に入居していない職員	～27 歳	40,500 円	0	0.0
			28 歳～32 歳	26,400 円	0	0.0
			33 歳～	12,400 円	0	0.0
		公舎等に入居している職員	～27 歳	13,500 円	0	0.0
			28 歳～32 歳	8,800 円	1	0.0
			33 歳～	4,100 円	1	0.0
支給されていない職員					41,801	73.8
	公舎等入居者				617	1.1
	その他				41,184	72.7
計					56,612	100.0

（注） 1 支給対象は、世帯主等である職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃を支払っている職員である。

2 年齢は、年度末年齢である。

3 金額は、手当の支給額である。

4 表中の割合は、全職員に対する各支給区分の職員数の割合を示す。

(4)　通勤手当

通勤手当は、全職員の 88.6%にあたる 50,178 人が受給している。

平均手当月額は、全職員１人当たりの平均で 10,136 円、支給されている職員１人当たりの平均は 11,436 円である。

（単位：人、%）

区　　分		人員	割合
支給されている職員		50,178	88.6
	交通機関のみの利用者	34,725	61.3
	交通用具のみの使用者	8,990	15.9
	交通機関及び交通用具の併用者	6,463	11.4
支給されていない職員		6,434	11.4
計		56,612	100.0

３　超過勤務等の状況

全職員の超過勤務等の月当たりの平均時間数は、10.7 時間であった。医療職（一）の 14.9 時間が最も多く、医療職（二）の 7.7 時間が最も少ない。

（単位：人、時間）

	対象人員	超過勤務等の月当たり平均時間数
全職員	51,288	10.7
行政職	44,394	10.9
技能職	4,702	7.9
医療職（一）	8	14.9
医療職（二）	511	7.7
医療職（三）	1,673	14.3

（注）１　「超過勤務等の月当たり平均時間数」は、令和３年中の超過勤務及び休日勤務の実績を１か月当たりの平均にしたものである。

２　令和４年４月分給与において管理職手当の支給を受けた職員及び令和３年 12 月１日以降に採用された職員は、集計の対象から除外した。

Ⅱ　令和４年職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査とは、特別区職員の給与を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として、公務に類似する職務に従事する民間従業員の給与等を調査するものである。

今回の調査では、特別区内の企業規模 50 人以上、かつ事業所規模 50 人以上の民間事業所 9,875 事業所（母集団事業所）から、無作為に抽出された 1,111 事業所を調査した。

１　初任給

新規学卒者の採用を行った企業の事業所の割合は、大学卒 69.9%、高校卒 23.8%であった。

そのうち、初任給を増額した事業所は、大学卒 31.5%、高校卒 40.4%であった。

（単位：%）

		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	令和4年	69.9	(31.5)	(67.5)	(1.0)	30.1
	令和3年	65.8	(23.3)	(76.3)	(0.4)	34.2
高校卒	令和4年	23.8	(40.4)	(58.9)	(0.7)	76.2
	令和3年	27.1	(26.6)	(73.0)	(0.4)	72.9

（注）１　事務員と技術者のみを対象としたものである。
　　２　（ ）内は、新規学卒者を採用した企業の事業所数を100とした割合である。

事務員・技術者の平均初任給月額は、採用の有無に関わらず初任給が決まっている事業所について調査したところ、以下のとおりであった。

（単位：円）

		令和4年	令和3年	増減
大学卒		216,459	214,068	2,391
	事務員	216,149	213,527	2,622
	技術者	217,113	215,327	1,786
高校卒		182,834	180,123	2,711
	事務員	177,736	180,563	△ 2,827
	技術者	185,678	179,911	5,767

２　役職別の平均給与額

職種別の給与では、事務・技術の課長や係長等の公務と民間に共通している 54 の職種について、調査日現在において支払済の４月分の給与額（通勤手当、時間外手当額を除いた所定内給与）等を個人別に調査した。なお、令和４年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

そのうち、代表的な職種である事務・技術について集計した結果は、以下のとおりである。

（単位：歳、円、％）

	平均年齢			平均給与額			
	令和４年	令和３年	増　減	令和４年	令和３年	増減額	増減率
部　長	52.6	52.0	0.6	753,958	731,809	22,149	3.0
部次長	51.1	50.8	0.3	694,876	666,911	27,965	4.2
課　長	48.3	48.5	△ 0.2	597,924	607,905	△ 9,981	△ 1.6
課長代理	45.2	44.7	0.5	513,379	504,096	9,283	1.8
係　長	44.2	42.4	1.8	435,048	428,286	6,762	1.6
主　任	41.2	39.9	1.3	363,455	352,203	11,252	3.2
係　員	34.4	34.9	△ 0.5	297,163	300,147	△ 2,984	△ 1.0

３　賞与等

特別給については、事業所単位で過去１年間に支給された賞与等の特別給と月例給与の支給総額を調査し、平均支給額及び平均支給割合を算出した。

民間における特別給の支給状況

	平均支給額	平均支給割合
令和4年	1,845,296 円　(0.75%)	4.56　月分　(0.09月分)
令和3年	1,831,634 円	4.47　月分

(注) １　平均支給額は、前年８月から当年７月までの合計額である。
　　２　（　）内は対前年増減を示す。

また、冬季賞与については、一定率（額）分と考課査定分の配分状況の調査を行った。

考課査定分が賞与全体に占める割合は、課長級が 54.4%、係員が 51.0%であった。

賞与の配分状況　（単位：％）

	課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和4年	45.6	54.4	49.0	51.0
令和3年	45.4	54.6	49.4	50.6

4　給与の改定状況

ベースアップについては、実施した事業所の割合が、係員では29.4%、課長級では26.1%であった。また、慣行なしの事業所の割合は、係員では62.0%、課長級では65.7%であった。

ベース改定の状況　（単位：%）

		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係　員	令和4年	29.4	8.1	0.5	62.0
	令和3年	19.0	16.9	0.9	63.2
課長級	令和4年	26.1	7.7	0.5	65.7
	令和3年	13.0	14.4	1.0	71.6

定期昇給については、実施した事業所の割合が、係員では82.5%、課長級では72.3%であった。昇給額については、昨年より増額した事業所の割合が、係員では31.3%、課長級では26.4%であった。

定期昇給の状況　（単位：%）

		定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給中止	定期昇給制度なし
				増額	減額	変化なし		
係　員	令和4年	84.8	82.5	31.3	0.0	51.2	2.3	15.2
	令和3年	80.8	78.7	21.1	7.4	50.2	2.2	19.2
課長級	令和4年	75.8	72.3	26.4	0.7	45.2	3.5	24.2
	令和3年	69.6	68.2	15.0	5.8	47.4	1.4	30.4

（注）　ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

Ⅲ　令和４年職員の給与等に関する報告及び勧告

給与勧告は、公務員が民間企業の勤労者とは異なり、争議権などの憲法上の労働基本権が制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を果たしている。本委員会は、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本に給与勧告を行っている。

本委員会は、令和４年 10 月 11 日、各特別区の議会及び区長に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行った。

〔本年のポイント〕

月例給、特別給ともに引上げ

１　月例給

公民較差 896 円（0.24%）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

２　特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の支給月数を 0.1 月引上げ（現行 4.45 月→4.55 月）、勤勉手当に割振り

◎　職員の平均年間給与は、約５万４千円の増

～　職員の給与に関する報告・勧告　～

Ⅰ　職員と民間従業員との給与の比較

１　職員給与等実態調査の内容（令和４年４月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,612 人	31,330 人	378,512 円	38.9 歳

２　民間給与実態調査の内容（令和４年４月）

区　分	内　容
調査対象規模	企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の 1,111 民間事業所を実地調査（調査完了 692 事業所）

３　公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職　員	差
379,408 円	378,512 円	896 円（0.24%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.56 月分	4.45 月	0.11 月

４　本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 896 円（0.24%）を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△1,007 円である。

５　差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年４月１日時点の 1,443 人に対し、本年４月１日時点で 1,147 人、減少数は 296 人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の 38 人で約 13%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

Ⅱ　改定の内容

１　給料表

(1) 行政職給料表（一）

・初任給について、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえて引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改 定 額
Ⅰ 類	183,700 円	188,200 円	4,500 円
Ⅲ 類	147,100 円	152,100 円	5,000 円

・初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう改定

(2) その他の給料表等

・その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定

・再任用職員は、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定なし

２　特別給（期末手当・勤勉手当）

・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1 月引上げ
・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り
・３月期末手当を廃止し、６月・12 月期が均等になるよう配分（令和５年度から）

〇管理職員以外の職員の支給月数

		令和４年勧告前	令和４年勧告後	令和５年度以降
期末手当	６月期	1.05　月	1.05　月	1.2　月
	12 月期	1.1　月	1.1　月	1.2　月
	３月期	0.25　月	0.25　月	－
	計	2.4　月	2.4　月	2.4　月
勤勉手当	６月期	1.025　月	1.025　月	1.075　月
	12 月期	1.025　月	1.125　月	1.075　月
	計	2.05　月	2.15　月	2.15　月
支給月数計		4.45　月	4.55　月	4.55　月

３　実施時期

・月例給：令和４年４月１日　特別給：条例の公布の日

（参考１）公民較差解消による配分

給　　料	諸 手 当	はね返り	計
747 円	0 円	149 円	896 円

（参考２）公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,286 千円	約 6,340 千円	約 54 千円

～　人事･給与制度、勤務環境の整備等に関する意見　～

１　人事・給与制度

⑴　人材の確保

（特別区の魅力と役割）

・先進都市として進化し続ける東京の中核である特別区では、幅広い行政サービスを提供するとともに、地域と協働し、先進的でダイナミックな取組を展開

・魅力ある未来を創り出す力を持つ有為な人材の確保が必須

（人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し）

・本年度の特別区職員採用試験・選考の申込者数は、大幅に減少。特別区が受験者の就職先として選択されるよう、不断に研究を積み重ね、採用制度を見直し

・技術関係職種は、多様で豊かな知識、技術、経験を持つ人材を確保するため、試験実施方法・内容をよりチャレンジしやすいものに変更

・デジタル技術やデータを活用した区民の利便性の向上に対応できる人材の確保が急務。令和５年度秋の実施に向けて新たな採用試験・選考制度を検討

・就職氷河期世代を対象とする採用試験の継続に向けた準備。障害者を対象とする採用選考の年齢制限撤廃に係る制度の見直し

（採用ＰＲ等の戦略的な展開）

・特別区ならではの魅力を伝えるべく、対面及びオンライン双方の利点を活かし、ＰＲ活動を更に強化

・各区においては、独自のＰＲとともに、積極的なインターンシップの受入れ等の対応を検討することが必要

⑵　人材の育成

（人事評価制度の適切な運用）

・人事評価制度は、地方公務員法に基づく、人事管理の基礎。制度の公平性や納得性を高め、任用・給与の面で更なる活用が必要

・一部の区で管理職員への本人開示や評価者研修が未実施。本人開示制度の整備とともに、評価者研修を早急に実施することが必要。昇任選考では、複数年度の評価結果を活用することで、選考の精度をより高めることが必要

（若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成）

・将来にわたり質の高い区民サービスを提供していくためには、次代を担う若年層職員の昇任意欲を醸成するとともに、計画的な人材育成を行うことが重要

・研修等のＯｆｆ－ＪＴとＯＪＴの連動による相乗効果や、自己啓発等の更なる支援について進めていくことが必要。ＯＪＴにおいては管理監督職の役割も重要であり、職員の気づきを促し、モチベーションを向上させる指導が有用。他団体等への派遣研修等も有効な手段

（管理監督職を担う者の人材育成）

・多様な課題に的確に対応し、持続可能な区政運営の実現には、管理監督職による職員の人材育成や組織マネジメントが重要であり、計画的育成が必要

・管理職選考種別Ⅰ類は、令和５年度からの役職定年制の導入を受け、より積極的な活用が必要。女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けて一層の取組が必要

・種別Ⅱ類は、任命権者において、公平性及び公正性が担保された選考を実施し、的確な人材の確保がなされるよう留意

⑶ 高齢層職員の能力及び経験の活用

・高齢層職員が知識・経験を活かして活躍するとともに、その知識・経験を次代の職員に継承できるようにすることで、若年層を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要

・国の検討状況等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、研究を継続

２　勤務環境の整備等

⑴ 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

・より良い区民サービスを実現するためには、職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいや充実感をもって働ける職場づくりが不可欠。長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署については、より一層、縮減に向けた不断の取組を進めることが必要

・長時間労働の是正に向けて、ＩＣＴを活用した業務の効率化等とともに、臨時的な職員の応援、職員配置の見直し等、様々な対策を講じることが必要

・教育現場の多忙化解消が喫緊の課題。意識改革とともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策が必要

⑵ 多様で柔軟な働き方

・テレワークの推進にあっては、より円滑にテレワークを実施するための環境整備を行うことで、希望する誰もが、端末一つで、どこでも仕事ができる環境となるような仕組みづくりが肝要。テレワークの活用拡大と同時にＩＣＴ活用による業務プロセス改善を図り区民サービスの向上に寄与

・引き続き国の検討状況等を注視し、フレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方に関する諸制度の導入や必要な規定の整備について、任命権者と連携を取りながら検討

⑶ 仕事と生活の両立支援

（男性職員の育児休業の取得促進）

・男性職員の育児休業の取得率は年々上昇し、国が掲げる30%の目標値を特別区全体としては達成している一方で、未達成の区がある。また、育児休業の取得期間は、女性職員の取得者より短期間

・男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、意識啓発等の取組により、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していくことが必要

・個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間・時期・回数を取得できるよう、育休代替等の弾力的な人員配置を行うなど、安心して育児休業を取得できる環境整備が必要

（不妊治療のための休暇の導入）

・職員へ不妊治療のための休暇制度を周知し、理解促進に努めるとともに、プライバシーの保護に十分配慮しながら、安心して不妊治療のための休暇を取得しやすい職場風土の醸成が必要

⑷ メンタルヘルス対策の推進

・多くの職員が、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響を懸念

・ストレスチェックの判定結果をセルフケアに活用するとともに、管理職は、組織のストレス傾向を踏まえて職場環境の改善を図ることで、メンタルヘルス不調を未然に防止

・メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理職から積極的に声掛けを行うなど、早期発見及び早期対応することが重要

⑸ ハラスメントの防止対策

・各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要

・パワー・ハラスメント防止には、管理職の役割が極めて重要。職層研修を活用するなどして、対応能力の向上が必要

３　区民からの信頼の確保

・職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民に対する行政サービスの提供に影響。従来の不祥事防止策に加えて、公益通報制度が有効に活用される取組の強化が必要

・職員の意識啓発に取り組み、職員の高い倫理意識や使命感のかん養を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

Ⅳ　「職員に関する条例」等の制定改廃等

１　各特別区の「職員に関する条例」等の主な改正内容

令和４年度における各特別区の「職員に関する条例」等の主な改正内容は次のとおりである。

⑴　給与改定に係る規定整備

ア　給料表の改定

公民比較の結果、職員の給与が民間従業員の給与を896円（0.24%）下回っていたことから、この較差を解消するため、月例給の引上げを行うこととし、給料表の改定が行われた。国や民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給の引上げを実施し、合わせて、若年層にも一定の改善が及ぶよう引上げを行った。

イ　特別給（期末手当・勤勉手当）の改正

民間の支給割合を勘案し、年間支給月数を0.1月引き上げ、4.55月とした。引上げ分については、民間の考課査定分の配分状況等を考慮し、勤勉手当への割振りを行った。

また、令和５年度から、３月期の期末手当を廃止し、６月・12月期が均等になるように配分することとした。

⑵　定年引上げに係る規定整備

定年引上げに伴う役職定年制や定年前再任用短時間勤務制、その他給与制度の導入等に関する規定整備を実施した。

⑶　会計年度任用職員の両立支援のための要件緩和等に係る規定整備

職員の育児と仕事の両立を支援するため、法改正に伴い、非常勤職員の育児休業取得にかかる要件の緩和等を実施するための規定整備が行われた。

2　「職員に関する条例」の制定改廃に伴う意見の申出

地方公務員法第５条第２項の規定に基づく各区議会からの意見聴取に対して、本委員会が行った意見の申出の状況は、次のとおりである。

(1)　勤務時間条例＜意見聴取＞

条例名	内容
2-(1) ①職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ②幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	①定年引上げに伴う規定整備 ②障害がある職員の休憩時間の弾力化を実施するための規定整備〔港〕 ③年次有給休暇及び組合休暇の取得単位を暦年単位から年度単位へ改める規定整備〔墨田〕 ④勤務時間申告制度の導入に関する規定整備〔渋谷〕 ⑤文言整理〔中野〕

区名	千代田	中央	港	新宿	文京		台東	墨田	江東
年.月.日	4.9.20	4.9.15	4.9.7	4.9.16	4.8.25	4.8.26	4.9.9	4.9.12	4.9.12
品川	目黒	大田	世田谷	渋谷		中野		杉並	豊島
4.10.20	4.9.6	4.9.8	4.9.14	4.9.8	5.2.16	4.6.21	4.10.3	4.9.9	4.9.12
北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川			
4.9.5	4.8.31	4.9.15	4.9.5	4.9.14	4.9.9	4.9.12			

(2)　育児休業条例＜意見聴取＞

条例名	内容
2-(2) 職員の育児休業等に関する条例	①育児休業の取得制限の緩和に伴う規定整備 ②非常勤職員の子の出生後８週間以内の育児休業の取得要件を緩和するための規定整備 ③非常勤職員の子が１歳以降の育児休業の取得を柔軟化するための規定整備 ④定年引上げに伴う規定整備 ⑤妊娠・出産についての申出があった場合等の措置、勤務環境の整備に関する措置について規定整備〔中央、中野〕 ⑥非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件を緩和するための規定整備〔中央〕 ⑦電算システム導入に伴う規定整備〔目黒〕 ⑧文言整理〔千代田、台東、墨田、練馬〕

区名	千代田	中央		港	新宿	文京	台東	墨田	江東
年.月.日	4.9.20	4.6.17	4.9.15	4.9.7	4.9.16	4.8.25	4.9.9	4.9.12	4.9.12
品川		目黒	大田	世田谷	渋谷	中野			杉並
4.6.21	4.10.20	4.9.6	4.9.8	4.9.14	4.9.8	4.6.21	4.9.8	4.10.3	4.9.9
豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川		
4.9.12	4.9.5	4.8.31	4.9.15	4.9.5	4.9.14	4.9.9	4.9.12		

⑶　給与条例＜意見聴取＞

条 例 名	内　容
2-⑶ ①職員の給与に関する条例 ②幼稚園教育職員の給与に関する条例 ③会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	①定年引上げに伴う規定整備 ②公民較差による給料表の改定に伴う規定整備 ③令和４年度に支給する勤勉手当の支給月数を改正する規定整備 ④３月期の期末手当を廃止する規定整備 ⑤令和５年度以降に支給する期末手当の支給月数を改正する規定整備 ⑥令和５年度以降に支給する勤勉手当の支給月数を改正する規定整備 ⑦教員特殊業務手当の額の上限改正 ⑧文言整理〔台東、中野、板橋〕

区 名	千代田			中央			港		
年.月.日	4.6.28	4.9.20	4.11.25	4.6.17	4.9.15	4.11.30	4.6.7	4.9.7	4.11.24
新宿			文京				台東		
4.6.8	4.9.16	4.12.8	4.5.16	4.8.25	4.8.26	4.11.24	4.6.2	4.9.9	4.11.30
墨田			江東			品川			目黒
4.6.13	4.9.12	4.11.28	4.6.6	4.9.12	4.11.22	4.6.21	4.10.20	4.11.24	4.6.17
目黒		大田		世田谷			渋谷		
4.9.6	4.11.24	4.9.8	4.11.28	4.6.7	4.9.14	4.11.28	4.5.31	4.9.8	4.11.24
中野			杉並			豊島			北
4.6.21	4.10.3	4.11.28	4.5.17	4.9.9	4.11.25	4.6.6	4.9.12	4.11.24	4.6.7
北		荒川			板橋			練馬	
4.9.5	4.11.30	4.6.7	4.8.31	4.11.21	4.5.26	4.9.15	4.11.25	4.6.7	4.9.5
練馬	足立		葛飾			江戸川			
4.11.24	4.9.14	4.11.30	4.6.3	4.9.9	4.11.28	4.6.13	4.9.12	4.11.24	

⑷　外国派遣条例＜意見聴取＞

条 例 名	内　容
2-(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	定年引上げに伴う規定整備

区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	4.9.20	4.9.15	4.9.7	4.9.16	4.8.25	4.9.9	4.9.12	4.9.12	4.10.20
目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋
4.9.6	4.9.8	4.9.14	4.9.8	4.10.3	4.9.9	4.9.12	4.9.5	4.8.31	4.9.15
練馬	足立	葛飾	江戸川						
4.9.5	4.9.14	4.9.9	4.9.12						

⑸　公益的法人派遣条例＜意見聴取＞

条 例 名	内　容
2-(5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	①定年引上げに伴う規定整備 ②派遣団体の削除〔千代田、中央、新宿、台東、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、豊島、北、荒川、江戸川〕 ③派遣団体の追加〔新宿、目黒、大田、北、江戸川〕

区 名	千代田	中央	港	新宿		文京	台東		墨田
年.月.日	4.9.20	4.9.15	4.9.7	4.9.16	5.2.20	4.8.25	4.6.2	4.9.9	4.9.12
江東	品川	目黒		大田		世田谷	渋谷	中野	杉並
4.9.12	4.10.20	4.9.6	5.2.14	4.9.8	4.11.28	4.9.14	4.9.8	4.10.3	4.9.9
豊島	北		荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	
4.9.12	4.9.5	5.2.16	4.8.31	4.9.15	4.9.5	4.9.14	4.9.9	4.9.12	5.2.10

⑹　ながら条例＜意見聴取＞

条 例 名	内　容
2-(6) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	定年引上げに伴う規定整備

区 名	新宿	世田谷
年.月.日	4.9.16	4.9.14

⑺　特殊勤務手当条例<意見聴取＞

条 例 名	内　容
2-(7) 職員の特殊勤務手当に関する条例	①児童相談所に勤務する職員が児童福祉法で定める家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する児童相談所業務手当について、職員の処遇改善と人材確保を図るための支給額の見直し〔港、新宿、墨田、品川、大田、世田谷、杉並、豊島、北、荒川、板橋〕 ②児童相談所業務に係る特殊勤務手当の支給対象に、児童養護施設、児童自立支援施設に従事する職員を含める規定整備〔大田〕 ③文言整理〔港、江東、大田、杉並、板橋、葛飾、江戸川〕

区 名	港	新宿	墨田	江東	品川	大田	世田谷	杉並	豊島
年.月.日	4.9.7	4.6.8	4.6.13	4.11.21	4.6.21	4.11.28	4.9.14	5.2.10	4.6.6
北	荒川	板橋	葛飾	江戸川					
5.2.16	4.6.7	4.5.26	5.2.9	5.2.10					

⑻　退職手当条例＜意見聴取＞

条 例 名	内　容
2-(8) 職員の退職手当に関する条例	①定年引上げに伴う規定整備 ②高齢者部分休業導入に伴う規定整備 ③雇用保険法改正に伴う規定整備 ④会計年度任用職員等への退職手当の支給要件（勤務した日が 18 日以上の要件）を緩和するための規定整備〔杉並以外〕 ⑤自己啓発等休業期間を休職月等に加える規定整備〔文京、江東、足立、葛飾以外〕 ⑥文言整理〔中央、港、台東、墨田、品川、目黒、大田、渋谷、北、荒川、板橋、練馬、江戸川〕

区 名	千代田		中央		港		新宿		文京
年.月.日	4.9.20	4.11.25	4.9.15	4.11.30	4.9.7	4.11.24	4.9.16	4.12.8	4.8.25
文京	台東		墨田		江東		品川		目黒
4.11.24	4.9.9	4.11.30	4.9.12	4.11.28	4.9.12	4.11.22	4.10.20	4.12.14	4.9.6
目黒	大田		世田谷		渋谷		中野		杉並
4.11.24	4.9.8	5.2.9	4.9.14	4.11.28	4.9.8	4.11.24	4.10.3	5.2.27	4.9.9
豊島		北		荒川		板橋		練馬	
4.9.12	5.2.6	4.9.5	4.11.30	4.8.31	4.11.21	4.9.15	4.11.25	4.9.5	4.11.24
足立		葛飾		江戸川					
4.9.14	4.11.30	4.9.9	4.11.28	4.9.12	4.11.24				

⑼　配偶者同行条例＜意見聴取＞

条 例 名	内　容
2-(9) 職員の配偶者同行休業に関する条例	定年引上げに伴う規定整備（異動期間を延長した管理職員は対象外とする）

区 名	江戸川
年.月.日	4.9.12

⑽　高齢者部休条例＜意見聴取＞

条 例 名	内　容
2-(10) 職員の高齢者部分休業に関する条例	①高齢者部分休業導入に伴う規定整備 ②高齢者部分休業導入に伴う規定整備（承認する休業時間の範囲及び承認する期日を規則に委任する規定整備）〔中央、港、江戸川〕

区 名	中央	港	墨田	大田	世田谷	渋谷	足立	江戸川
年.月.日	4.11.16	4.9.7	4.9.12	4.9.8	5.2.15	4.9.8	4.11.30	4.9.12

⑾　学校教育職員関係＜意見聴取＞

条 例 名	内　容
2-(11) ①学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ②学校教育職員の給与に関する条例 ③学校教育職員の給与の特別措置に関する条例	①都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備 ②公民較差による給料表の改定に伴う規定整備 ③令和４年度に支給する勤勉手当の支給月数を改正する規定整備 ④３月期の期末手当を廃止する規定整備 ⑤令和５年度以降に支給する期末手当の支給月数を改正する規定整備 ⑥定年引上げに伴う規定整備〔品川、杉並〕

区 名	品川			中野		杉並	
年.月.日	4.6.21	4.10.20	4.11.24	4.6.21	4.11.28	4.9.9	4.11.25

⑿　その他＜意見聴取＞

条 例 名	内　容
2-(12) ①職員の定年等に関する条例 ②人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ③職員の懲戒に関する条例 ④職員の結核休養に関する条例 ⑤職員の再任用に関する条例	①定年引上げに伴う規定整備 ②再任用制度の廃止に伴う条例の廃止 ③文言整理〔品川、杉並、練馬、足立、江戸川〕

区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	4.9.20	4.9.15	4.9.7	4.9.16	4.8.25	4.9.9	4.9.12	4.9.12	4.10.20
目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋
4.9.6	4.9.8	4.9.14	4.9.8	4.10.3	4.9.9	4.9.12	4.9.5	4.8.31	4.9.15
練馬	足立	葛飾	江戸川						
4.9.5	4.9.14	4.9.9	4.9.12						

3　条例又は規則に基づく人事委員会の承認等

各特別区における「職員に関する条例」又はこれらに基づく人事委員会規則の適用に際して、あらかじめ人事委員会の承認又は同意を得なければならないとされている事項について、本委員会が承認及び同意をしたものは、次のとおりである。

なお、教育委員会からの申請については、区名の直後に「教」を付した。

(1)　勤務時間規則＜承認事項＞

規 則 名	内　容
3-(1)-1 ①職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 ②幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 ③会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則	①定年引上げに伴う規定整備 ②育児参加のための休暇の対象期間を拡大する規定整備〔葛飾、葛飾教以外〕 ③新型コロナウイルス感染症対策業務に対応するため、令和４年度に限り職員の夏季休暇の取得可能期間を拡大する規定整備 ④各種休暇の対象に同性のパートナーを含めるための規定整備〔新宿、品川、中野、新宿教、品川教、中野教〕 ⑤リフレッシュ休暇の取得期間を延長するための規定整備〔大田、練馬、練馬教〕 ⑥常勤職員又は会計年度任用職員から引き続いて臨時的任用職員となる場合に年次有給休暇を繰り越すための規定整備〔千代田、千代田教〕 ⑦会計年度任用講師に年次有給休暇を付与するための規定整備〔港、港教〕 ⑧障害がある職員の休憩時間の弾力化を実施するための規定整備〔港、港教〕 ⑨休憩時間の特例を定めるための規定整備〔港、港教〕 ⑩早出遅出勤務を開始する場合に、後に発生した事由により請求はなかったものとする場合及び早出遅出勤務の対象となる職員に児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員を追加するための規定整備〔新宿、新宿教〕 ⑪特別休暇等の取得単位を暦年単位から年度単位へ改める規定整備〔墨田、墨田教〕 ⑫会計年度任用職員が現に任用された以前に当該区においていずれかの職として勤務していた場合に、勤務が継続しているものとみなし、一部の休暇の取得日数を通算する規定整備〔大田〕 ⑬勤務時間申告制度の導入に関する規定整備〔渋谷〕 ⑭１日７時間45分を超える勤務時間の割振りを行う。〔豊島〕 ⑮夏季休暇の半日取得を可能とし、常勤職員との均衡を図る改正〔板橋〕 ⑯夏季休暇の付与にあたり勤務日数等の要件を加える。〔足立〕 ⑰出産サポート休暇等の導入に伴う規定整備〔葛飾〕 ⑱文言整理 ⑲様式変更

区 名	千代田			中央			港		
年.月.日	4.6.13	4.9.27	5.3.17	4.7.29	4.9.29	4.10.14	4.6.15	4.8.1	4.9.12
港		新宿			文京			台東	
4.10.4	5.1.5	4.9.20	5.3.3	5.3.17	4.6.14	4.9.22	5.3.29	4.8.1	4.9.28
台東	墨田		江東			品川			
5.3.10	4.8.5	4.9.26	4.8.9	4.9.20	5.2.22	4.6.9	4.9.20	5.2.27	5.3.24
目黒			大田				世田谷		
4.9.8	4.9.26	5.3.6	4.6.9	4.9.28	5.3.1	5.3.27	4.7.19	4.9.28	5.3.23
渋谷				中野				杉並	
4.6.13	4.9.22	4.10.28	5.3.24	4.8.18	4.9.27	5.3.27	5.3.30	4.6.20	4.9.29
杉並	豊島			北		荒川			
5.3.9	4.8.8	4.9.21	5.2.28	4.8.16	4.9.26	4.8.12	4.9.22	5.3.6	5.3.17
板橋				練馬			足立		
4.9.13	4.9.28	4.12.8	5.3.10	4.6.21	4.9.27	5.3.13	4.5.27	4.6.15	4.9.28
足立		葛飾			江戸川			千代田教	
4.9.29	5.3.14	4.6.22	5.3.6	5.3.14	4.8.10	4.9.21	5.3.24	4.6.13	4.9.27
千代田教	中央教			港教					新宿教
5.3.14	4.8.1	4.9.21	4.10.25	4.7.1	4.9.7	4.9.26	4.10.19	5.1.11	4.9.20
新宿教		文京教			台東教		墨田教		江東教
4.9.29	5.3.28	4.6.17	4.9.15	5.3.23	4.9.26	5.1.24	4.9.26	4.10.18	5.3.13
品川教		品川教			目黒教		世田谷教		
4.6.17	4.9.20	4.9.29	5.3.23	5.3.31	4.9.28	5.3.9	4.7.19	4.9.28	5.3.23
渋谷教	中野教				杉並教			豊島教	
4.10.25	4.8.18	4.9.27	5.3.6	5.3.30	4.6.20	4.9.29	5.3.9	4.9.26	5.3.3
北教			荒川教				板橋教		
4.8.18	4.9.22	5.3.23	4.8.12	4.9.22	5.3.6	5.3.22	4.9.15	4.9.27	5.3.6
練馬教			葛飾教		江戸川教				
4.6.21	4.9.15	5.3.22	4.7.8	5.3.6	4.8.15	4.9.27	5.3.16		

規 則 名	内　容
3-(1)-2 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則	①新型コロナウイルス感染症対策業務に対応するため、令和４年度に限り職員の夏季休暇の取得可能期間を拡大する規定整備 ②育児参加のための休暇の対象期間を拡大する規定整備 ③各種休暇の対象に同性のパートナーを含めるための規定整備〔品川教、中野教〕 ④定年引上げに伴う規定整備〔品川教、杉並教〕 ⑤都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備〔品川教、杉並教〕 ⑥様式変更〔品川教〕

区 名	品川教				中野教			杉並教	
年.月.日	4.6.17	4.9.29	5.3.23	5.3.31	4.8.18	4.9.27	5.3.30	4.6.17	4.9.29
杉並教									
4.12.26	5.3.9								

⑵　育児休業規則＜承認事項＞

規 則 名	内　容
3-(2) 職員の育児休業等に関する条例施行規則	①育児休業の取得回数制限の緩和等に伴う規定整備 ②非常勤職員の子が１歳以降の育児休業の取得の柔軟化に伴う規定整備 ③定年引上げに伴う規定整備 ④妊娠･出産についての申出があった場合等の措置、勤務環境の整備に関する措置について規定〔中央、中野〕 ⑤電算システム導入に伴う規定整備〔中野〕 ⑥様式変更〔台東、品川、目黒、世田谷〕 ⑦文言整理〔墨田、世田谷、荒川、板橋、練馬〕

区 名	千代田		中央			港		新宿	
年.月.日	4.9.27	5.3.17	4.6.30	4.9.29	4.10.14	4.9.12	4.10.4	4.9.20	5.3.3
文京		台東		墨田		江東		品川	
4.9.28	5.3.29	4.9.28	5.3.10	4.9.26	4.10.20	4.9.20	5.2.22	4.9.20	5.2.27
目黒			大田		世田谷		渋谷		中野
4.8.26	4.9.26	5.3.6	4.9.28	5.3.1	4.9.28	5.3.23	4.9.22	4.10.28	4.7.11
中野		杉並		豊島		北	荒川		
4.9.27	5.3.27	4.9.29	5.3.9	4.9.21	5.2.28	4.9.26	4.9.22	5.3.6	5.3.17
板橋		練馬		足立		葛飾		江戸川	
4.9.28	4.12.8	4.9.15	5.3.13	4.9.28	5.3.14	4.9.20	5.3.14	4.9.21	5.3.24

⑶　給与条例規則＜承認申請・協議事項＞

規 則 名	内　容
3-(3)-1 ①職員の給与に関する条例施行規則 ②幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 ③会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則	①定年引上げに伴う規定整備 ②育児休業の取得回数制限の緩和等に伴う規定整備 ③３月期の期末手当を廃止する規定整備 ④「常勤職員としての期末手当」と「会計年度任用職員としての期末手当(要件を満たした場合のみ)」の両方を、それぞれの職の在職期間における欠勤等日数に応じた額で支給するための規定整備 ⑤会計年度任用職員の時間単価の算出基礎となる手当の変更に伴う規定整備〔台東、江東、板橋、江戸川〕 ⑥電算システム導入に伴う規定整備〔目黒、渋谷、目黒教〕 ⑦「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）により招致される外国青年を会計年度任用職員として任用するにあたっては、当該会計年度任用職員を期末手当の支給対象外とする規定整備〔港〕 ⑧病気休暇を引き続き４日以上の場合に限り初日から起算して３日間を有給と認めていたが、常勤職員との均衡を図り、「引き続く４日以上」の要件を削除する〔墨田〕 ⑨特別休暇の取得単位を暦年単位から年度単位へ改めることに伴う規定整備〔墨田〕

	⑩給与の減額を免除する休暇に、「妊娠出産休暇」等を追加し、有給の休暇とするための規定整備〔中野〕 ⑪給料の支給日を改正する規定整備（15 日より前で 15 日に近い日（日曜日等でない日）に支給）〔足立〕 ⑫出産サポート休暇等の導入に伴う規定整備〔葛飾〕 ⑬「学校講師（教育委員会が任命権者となる会計年度任用職員）の給与減免の基準は区長部局職員に準ずる」とした規定を一部適用除外とし、県費負担教育職員と同一の基準を適用させることを可能にする改正〔大田教〕 ⑭文言整理 ⑮様式変更

区 名	千代田			中央				港	
年.月.日	4.4.21	4.9.27	5.3.17	4.4.21	4.9.29	4.10.14	4.12.1	4.4.25	4.7.26
港			新宿				文京		
4.9.15	4.10.4	5.3.1	4.4.22	4.9.20	4.12.9	5.3.3	4.4.20	4.9.22	5.3.24
文京	台東					墨田			
5.3.29	4.4.21	4.9.28	4.10.25	4.12.6	5.3.16	4.4.19	4.9.26	4.11.28	5.3.6
江東				品川			目黒		
4.4.26	4.9.20	5.2.22	5.3.17	4.4.25	4.9.20	5.2.27	4.4.25	4.8.26	4.9.26
目黒		大田				世田谷			
5.3.6	5.3.9	4.4.26	4.9.28	4.11.30	5.3.1	4.4.20	4.9.28	4.11.30	4.12.23
世田谷	渋谷					中野			
5.3.23	4.4.20	4.9.22	4.10.28	4.11.25	5.3.24	4.4.25	4.9.27	5.3.23	5.3.27
杉並			豊島				北		
4.4.25	4.9.29	5.3.9	4.4.27	4.9.21	5.2.21	5.2.28	4.4.20	4.9.26	4.11.30
荒川					板橋				
4.4.20	4.9.22	4.12.8	5.3.6	5.3.17	4.4.25	4.9.28	4.11.30	4.12.8	5.3.1
練馬				足立				葛飾	
4.4.21	4.9.27	5.3.6	5.3.13	4.4.28	4.9.28	4.11.30	5.3.14	4.4.26	4.9.20
葛飾			江戸川			千代田教	中央教	港教	
5.3.6	5.3.14	5.3.15	4.4.25	4.9.21	5.3.24	5.3.14	4.10.25	4.4.20	4.9.26
港教		新宿教	文京教	台東教	墨田教	江東教	品川教	目黒教	
4.10.19	5.3.16	4.9.20	5.3.23	5.1.24	4.10.18	5.3.13	5.3.23	4.8.26	5.3.9
大田教	世田谷教		渋谷教	中野教	杉並教			豊島教	北教
5.3.10	4.12.23	5.3.23	4.11.11	5.3.6	4.4.25	4.9.29	5.3.9	5.3.3	4.9.22
荒川教		板橋教	練馬教	葛飾教	江戸川教				
5.3.6	5.3.22	5.3.6	5.3.22	5.3.6	5.3.16				

規 則 名	内 容
3-(3)-2 学校教育職員の給与に関する条例施行規則	①定年引上げに伴う規定整備 ②都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備〔品川教〕 ③様式変更〔品川教〕

区 名	品川教	杉並教
年.月.日	5.3.23	5.3.9

⑷　職務専念義務及び給与減額の免除＜意見聴取・承認事項＞

職 免 等	内　容
3-(4)-1 職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について（個別申請）	①デフリンピック大会に陸上競技の日本代表選手として参加する職員の大会参加期間にかかる職務専念義務の免除及び給与の減額を免除する。〔台東〕 ②デフリンピック大会に陸上競技の日本代表選手として参加する職員の事前合宿にかかる職務専念義務を免除する。〔台東〕 ③職務専念義務免除の要件に、定年前再任用短時間勤務職員が再度の任用に係る面接選考に出席する場合を加える。あわせて、この場合に給与の減額を免除する。〔大田〕 ④新型コロナウイルス感染症対策として世田谷区が実施する社会的インフラを継続的に維持するための PCR 検査において、検査対象となった区立施設に勤務する職員が PCR 検査を受ける際、検査に必要な最小限度の時間について、職務専念義務及び給与の減額を免除する。〔世田谷、世田谷教〕 ⑤2022 IFCPF World Championships（脳性麻痺サッカーの国際大会）の日本代表選手として参加する職員の大会参加期間にかかる職務専念義務の免除及び給与の減額を免除する。〔練馬〕 ⑥幹部職員の兼業許可に伴う職務専念義務及び給与減額の免除（足立市街地開発株式会社）〔足立〕

区 名	台東	大田	世田谷			練馬	足立	世田谷教	
年.月.日	4.4.11	5.3.23	4.8.9	4.12.13	5.3.13	4.6.2	4.6.6	4.8.9	4.12.13
世田谷教									
5.3.13									

職 免 等	内　容
3-(4)-2 職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について（学校職員以外）	①定年引上げに伴う規定整備 ②心身の故障のため 30 日以上の病気休暇を取得し、勤務に就くことになった職員について、職務に就くことになった日から引き続く１か月以内の必要な期間において、１日につき２時間以内で認める規定整備〔中央教〕 ③都営住宅管理人業務における指定管理者制度導入に伴う規定整備〔新宿教〕 ④公立学校共済組合東京支部の人間ドック助成制度の改正に伴う規定整備〔渋谷教〕 ⑤文言整理〔中央教、新宿教、世田谷教、渋谷教、足立教〕

区 名	千代田教	中央教	港教	新宿教	文京教	台東教	墨田教	江東教	品川教
年.月.日	5.3.31	5.3.10	5.3.16	4.9.20	5.3.23	5.3.24	4.11.10	5.3.31	5.3.31
目黒教	大田教	世田谷教	渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	北教	荒川教	板橋教
5.3.15	5.3.10	4.12.23	5.1.5	5.3.6	5.3.9	5.3.3	5.3.31	5.3.30	5.3.31
練馬教	足立教	葛飾教	江戸川教						
5.3.31	5.3.31	5.3.30	5.3.16						

職 免 等		内　容
3-(4)-3 職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について（学校教育職員）		定年引上げに伴う規定整備
区 名	杉並教	
年.月.日	5.3.9	

⑸　時間外手当支給割合規則＜承認事項＞

規 則 名		内　容
3-(5) 職員の超過勤務手当及び休日給の支給割合等を定める規則		勤務時間申告制度の導入に関する規定整備
区 名	渋谷	
年.月.日	5.3.24	

⑹　時間単価規則＜承認事項＞

規 則 名									内　容
3-(6) 職員の勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則									①定年引上げに伴う規定整備 ②算出規則となる手当の変更に伴う規定整備〔港、江東、渋谷、荒川、練馬、江戸川〕 ③文言整理〔港、江東〕
区 名	千代田	中央	港		新宿	文京	台東	墨田	江東
年.月.日	5.3.17	4.10.14	4.4.25	4.10.4	5.3.3	5.3.29	4.10.25	4.9.26	5.2.22
江東	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷		中野	杉並	豊島
5.3.17	5.2.27	5.3.6	5.3.1	4.12.23	4.10.28	5.3.24	5.3.27	5.3.9	5.2.28
北	荒川		板橋	練馬		足立	葛飾	江戸川	
4.9.26	5.3.6	5.3.17	4.12.8	5.3.13	5.3.24	5.3.14	5.3.14	5.3.24	

⑺　住居手当規則＜承認事項＞

規 則 名								内　容
3-(7) ①職員の住居手当に関する規則 ②幼稚園教育職員の住居手当に関する規則								①電算システム導入に伴う規定整備〔目黒、渋谷、目黒教〕 ②文言整理〔荒川、荒川教〕 ③様式削除〔世田谷、世田谷教〕
区 名	目黒	世田谷	渋谷	荒川	目黒教	世田谷教	荒川教	
年.月.日	4.8.26	5.3.23	5.3.24	5.3.17	4.8.26	5.3.23	5.3.22	

⑻　宿日直手当支給規程＜承認事項＞

規 程 名				内　容
3-(8) 宿日直手当支給規程				①支給額の改正 ②支給対象の追加〔大田〕
区 名	大田	渋谷	足立	
年.月.日	5.3.27	5.3.24	4.12.19	

⑼　期末手当規則＜承認事項＞

規 則 名	内　容
3-(9)-1 ①職員の期末手当に関する規則 ②幼稚園教育職員の期末手当に関する規則	①定年引上げに伴う規定整備 ②３月期の期末手当を廃止する規定整備 ③「常勤職員としての期末手当」と「会計年度任用職員としての期末手当(要件を満たした場合のみ)」の両方を、それぞれの職の在職期間における欠勤等日数に応じた額で支給するための規定整備 ④育児休業の取得回数制限の緩和等に伴う規定整備 ⑤自己啓発等休業等を在職期間から除算、休業中の職員を期末手当の支給対象外職員とする等の規定整備 ⑥高齢者部分休業導入に伴う規定整備〔千代田教以外〕 ⑦区が給与を支給する公益的法人等派遣職員を支給対象職員とする改正〔北〕 ⑧文言整理〔台東、江東、目黒、北、板橋、練馬、足立、江東教、荒川教〕

区 名	千代田			中央				港	
年.月.日	4.4.21	4.9.27	5.3.17	4.4.21	4.9.29	4.10.14	4.12.1	4.4.25	4.9.15
港		新宿				文京			台東
4.10.4	5.3.1	4.4.22	4.9.20	4.12.9	5.3.3	4.4.20	4.9.22	5.3.15	4.4.21
台東				墨田			江東		
4.9.28	4.10.25	4.12.6	5.3.16	4.4.19	4.9.26	4.11.28	4.4.26	4.9.20	5.2.22
品川			目黒				大田		
4.4.25	4.9.20	5.2.27	4.4.25	4.9.26	5.3.6	5.3.9	4.4.26	4.9.28	4.11.30
大田	世田谷			渋谷				中野	
5.3.1	4.4.20	4.9.28	4.11.30	4.4.20	4.9.22	4.10.28	4.11.25	4.4.25	4.9.27
中野	杉並			豊島			北		
5.3.27	4.4.25	4.9.29	5.3.9	4.4.27	4.9.21	5.2.28	4.4.20	4.9.26	4.11.30
北	荒川				板橋				
5.3.23	4.4.20	4.9.22	4.12.8	5.3.6	4.4.25	4.9.28	4.11.30	4.12.8	5.3.10
練馬			足立				葛飾		
4.4.21	4.9.27	5.3.13	4.4.28	4.9.28	4.11.30	5.3.14	4.4.26	4.9.20	5.3.14
葛飾	江戸川			千代田教				中央教	
5.3.15	4.4.25	4.9.21	5.3.24	4.4.26	4.9.27	5.3.6	5.3.14	4.4.15	4.9.21
中央教		港教				新宿教			文京教
4.10.25	4.11.30	4.4.20	4.9.26	4.10.19	5.3.16	4.4.28	4.9.20	4.12.8	4.4.26
文京教		台東教				墨田教			
4.9.15	5.3.23	4.4.21	4.9.26	4.12.1	5.1.24	4.4.26	4.9.26	4.10.18	4.11.28
江東教			品川教				目黒教		
4.4.18	4.9.20	5.3.13	4.4.28	4.9.15	4.9.29	5.3.23	4.4.22	4.9.28	5.3.9
世田谷教			渋谷教			中野教		杉並教	
4.4.20	4.9.28	4.11.30	4.9.30	4.11.11	5.3.1	4.9.27	5.3.6	4.4.25	4.9.29
杉並教	豊島教		北教		荒川教				板橋教
5.3.9	4.9.26	5.3.3	4.4.20	5.3.23	4.4.20	4.9.22	4.12.8	5.3.6	4.4.15
板橋教			練馬教			葛飾教			
4.9.27	4.11.29	5.3.6	4.4.21	4.9.15	5.3.22	4.4.25	4.9.28	4.11.22	5.3.6
江戸川教									
4.4.25	4.9.27	5.3.16							

規 則 名	内　容
3-(9)-2 学校教育職員の期末手当に関する規則	①３月期の期末手当を廃止する規定整備 ②育児休業の取得回数制限の緩和等に伴う規定整備 ③定年引上げに伴う規定整備〔品川教、杉並教〕 ④高齢者部分休業導入に伴う規定整備〔品川教、杉並教〕 ⑤「常勤職員としての期末手当」と「会計年度任用職員としての期末手当(要件を満たした場合のみ)」の両方を、それぞれの職の在職期間における欠勤等日数に応じた額で支給するための規定整備〔品川教、杉並教〕 ⑥自己啓発等休業等を在職期間から除算、休業中の職員を期末手当の支給対象外職員とする等の規定整備〔品川教、杉並教〕 ⑦都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備〔品川教〕

区 名	品川教			中野教		杉並教			
年.月.日	4.4.28	4.9.29	5.3.23	4.9.27	5.3.6	4.4.25	4.9.29	5.3.9	

⑽　勤勉手当規則＜承認事項＞

規 則 名	内　容
3-(10)-1 ①職員の勤勉手当に関する規則 ②幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則	①定年引上げに伴う規定整備 ②令和４年度に支給する勤勉手当の支給月数を改正する規定整備 ③令和５年度以降に支給する勤勉手当の支給月数を改正する規定整備 ④育児休業の取得回数制限の緩和等に伴う規定整備 ⑤高齢者部分休業導入に伴う規定整備〔千代田教以外〕 ⑥自己啓発等休業等を在職期間から除算、休業中の職員を期末手当の支給対象外職員とする等の規定整備〔江東、渋谷、板橋、足立、千代田教、文京教、江東教、中野教〕 ⑦区が給与を支給する公益的法人等派遣職員を支給対象職員とする改正〔北〕 ⑧文言整理〔港、台東、北、板橋、練馬、足立、港教、墨田教〕

区 名	千代田			中央			港		
年.月.日	4.9.27	4.12.13	5.3.17	4.9.29	4.10.14	4.12.1	4.9.15	4.10.4	4.11.29
港	新宿			文京			台東		
5.3.1	4.9.20	4.12.9	5.3.3	4.9.22	4.11.30	5.3.15	4.9.28	4.10.25	4.11.30
台東		墨田		江東			品川		目黒
4.12.6	5.3.16	4.9.26	4.11.28	4.9.20	4.11.22	5.2.22	4.11.25	5.2.27	4.9.26
目黒			大田			世田谷		渋谷	
4.11.29	5.3.6	5.3.9	4.9.28	4.11.30	5.3.1	4.9.28	4.11.30	4.9.22	4.10.28
渋谷	中野			杉並			豊島		
4.11.25	4.9.27	4.11.30	5.3.27	4.9.29	4.12.6	5.3.9	4.9.21	4.11.25	5.2.28
北			荒川			板橋			

4.9.26	4.11.30	5.3.23	4.9.22	4.12.8	5.3.6	4.9.28	4.11.30	4.12.8	5.3.10
練馬			足立			葛飾			江戸川
4.9.27	4.12.1	5.3.13	4.9.28	4.11.30	5.3.14	4.9.20	5.3.14	5.3.15	4.9.21
江戸川		千代田教				中央教			港教
4.11.29	5.3.24	4.9.27	4.12.13	5.3.6	5.3.14	4.9.21	4.10.25	4.11.30	4.9.26
港教			新宿教		文京教				台東教
4.10.19	4.12.2	5.3.16	4.9.20	4.12.8	4.9.15	4.11.29	4.11.30	5.3.23	4.9.26
台東教		墨田教				江東教			品川教
4.12.1	5.1.24	4.9.26	4.10.18	4.11.28	5.1.20	4.9.20	4.11.22	5.3.13	4.9.15
品川教			目黒教			世田谷教		渋谷教	
4.9.29	4.11.28	5.3.23	4.9.28	4.11.29	5.3.9	4.9.28	4.11.30	4.9.30	4.11.11
渋谷教	中野教			杉並教			豊島教		
5.3.1	4.9.27	4.11.30	5.3.6	4.9.29	4.12.6	5.3.9	4.9.26	4.11.25	5.3.3
北教			荒川教			板橋教		練馬教	
4.9.22	4.11.24	5.3.23	4.9.22	4.12.8	5.3.6	4.9.27	5.3.6	4.9.15	4.12.1
練馬教	葛飾教			江戸川教					
5.3.22	4.9.28	4.11.22	5.3.6	4.9.27	4.11.29	5.3.16			

規則名	内容
3-(10)-2 学校教育職員の勤勉手当に関する規則	①令和４年度に支給する勤勉手当の支給月数を改正する規定整備 ②令和５年度以降に支給する勤勉手当の支給月数を改正する規定整備 ③育児休業の取得回数制限の緩和等に伴う規定整備 ④定年引上げに伴う規定整備〔品川教、杉並教〕 ⑤高齢者部分休業導入に伴う規定整備〔品川教、杉並教〕 ⑥自己啓発等休業等を在職期間から除算、休業中の職員を勤勉手当の支給対象外職員とする等の規定整備〔品川教、杉並教〕 ⑦都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備〔品川教〕

区名	品川教			中野教			杉並教		
年.月.日	4.9.29	4.11.28	5.3.23	4.9.27	4.11.30	5.3.6	4.9.29	4.12.6	5.3.9

基準名	内容
3-(10)-3 ①管理職員の成績率の運用に関する基準 ②幼稚園教育職員の管理職員の成績率の運用に関する基準	①定年引上げに伴う規定整備 ②文言整理〔墨田、杉並教〕

区名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	5.3.17	4.10.14	5.2.7	4.8.29	5.3.29	5.3.10	4.9.26	5.2.22	5.3.10
目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋
5.3.6	5.3.23	4.12.23	4.10.28	5.2.7	5.3.9	5.2.28	4.11.24	5.3.6	4.12.8
練馬	足立	葛飾	江戸川	千代田教	中央教	港教	新宿教	文京教	台東教
5.3.15	5.3.14	5.3.6	5.1.27	5.3.14	4.10.28	5.3.16	4.9.20	5.3.23	5.3.24
墨田教	江東教	品川教	目黒教	世田谷教	渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	北教
4.11.10	5.3.31	5.3.31	5.3.10	4.12.23	5.3.30	5.3.6	5.3.9	5.3.3	5.3.31
荒川教	板橋教	練馬教	葛飾教	江戸川教					

5.3.6	5.3.31	5.3.31	5.3.30	5.3.16	

基 準 名					内　容				
3-(10)-4 ①管理職員以外の成績率の運用に関する基準 ②幼稚園教育職員の管理職員以外の成績率の運用に関する基準					①定年引上げに伴う規定整備 ②文言整理〔杉並教〕				
区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	5.3.17	4.10.14	5.2.7	4.8.29	5.3.29	5.3.10	4.9.26	5.2.22	5.3.10
目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋
5.3.6	5.3.23	4.12.23	4.10.28	5.2.7	5.3.9	5.2.28	4.11.24	5.3.6	4.12.8
練馬	足立	葛飾	江戸川	千代田教	中央教	港教	新宿教	文京教	台東教
5.3.15	5.3.14	5.3.6	5.1.27	5.3.14	4.10.28	5.3.16	4.9.20	5.3.23	5.3.24
墨田教	江東教	品川教	目黒教	世田谷教	渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	北教
4.11.10	5.3.31	5.3.31	5.3.10	4.12.23	5.3.30	5.3.6	5.3.9	5.3.3	5.3.31
荒川教	板橋教	練馬教	葛飾教	江戸川教					
5.3.6	5.3.31	5.3.31	5.3.30	5.3.16					

基 準 名			内　容
3-(10)-5 管理職員の学校教育職員の成績率の運用に関する基準			①定年引上げに伴う規定整備 ②一律拠出割合の引上げ〔品川教〕 ③文言整理〔杉並教〕
区 名	品川教	杉並教	
年.月.日	5.3.31	5.3.9	

基 準 名			内　容
3-(10)-6 管理職員以外の学校教育職員の成績率の運用に関する基準			①定年引上げに伴う規定整備 ②文言整理〔杉並教〕
区 名	品川教	杉並教	
年.月.日	5.3.31	5.3.9	

(11) 特勤規則＜承認事項＞

規 則 名					内　容				
3-(11) 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則					①教員特殊業務手当の支給額の改正 ②文言整理〔練馬教〕				
区 名	千代田教	中央教	港教	新宿教	文京教	台東教	墨田教	江東教	品川教
年.月.日	4.7.26	4.6.21	4.6.15	4.6.9	4.7.1	4.6.2	4.6.16	4.6.15	4.7.19
目黒教	世田谷教	渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	北教	荒川教	板橋教	練馬教
4.7.1	4.6.20	5.3.31	4.7.7	4.6.15	4.6.6	4.6.22	4.7.7	4.6.22	4.6.21
葛飾教	江戸川教								
4.6.21	4.6.15								

⑿　義務特手当規則＜承認事項＞

規 則 名					内　容				
3-(12) 義務教育等教員特別手当に関する規則					①定年引上げに伴う規定整備 ②文言整理〔台東教、渋谷教〕				
区 名	千代田教	中央教	港教	新宿教	文京教	台東教		墨田教	江東教
年.月.日	5.3.14	4.10.25	4.10.19	4.9.20	5.3.23	5.1.24	5.3.1	4.10.18	5.3.13
品川教	目黒教	世田谷教	渋谷教		中野教	杉並教	豊島教	北教	荒川教
5.3.23	5.3.9	4.12.23	4.11.11	5.3.24	5.3.6	5.3.9	5.3.3	4.9.22	5.3.6
板橋教	練馬教	葛飾教	江戸川教						
5.3.6	5.3.22	5.3.6	5.3.16						

⒀　教職調整額規則＜承認事項＞

規 則 名					内　容				
3-(13) 教職調整額に関する規則					定年引上げに伴う規定整備				
区 名	千代田教	中央教	港教	新宿教	文京教	台東教	墨田教	江東教	品川教
年.月.日	5.3.14	4.10.25	4.10.19	4.9.20	5.3.23	5.1.24	4.10.18	5.3.13	5.3.23
目黒教	世田谷教	渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	北教	荒川教	板橋教	練馬教
5.3.9	4.12.23	4.11.11	5.3.6	5.3.9	5.3.3	4.9.22	5.3.6	5.3.6	5.3.22
葛飾教	江戸川教								
5.3.6	5.3.16								

⒁　旅費関係規程＜承認事項・協議事項＞

規 程 名					内　容
3-(14)-1 ①職員の旅費支給規程 ②教育委員会に勤務する指導主事等の旅費支給規程					定年引上げに伴う規定整備
区 名	中央	杉並	杉並教	板橋教	
年.月.日	5.3.28	5.3.9	5.3.9	5.3.6	

規 則 名		内　容
3-(14)-2 旅費条例に基く行（一）以外の給料表の適用者の級に関する規則		定年引上げに係る規定整備
区 名	北	
年.月.日	4.11.30	

⑮　管理職手当規則＜承認事項＞

規 則 名	内　容
3-(15) ①職員の管理職手当に関する規則 ②幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則	①定年引上げに伴う規定整備 ②文言整理〔港、台東、北、板橋、港教、台東教、渋谷教〕

区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東		墨田	江東
年.月.日	5.3.17	4.10.14	4.10.4	5.3.3	5.3.29	4.10.25	5.3.16	4.9.26	5.2.22
品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	
5.2.27	5.3.6	5.3.1	4.12.23	4.10.28	5.3.27	5.3.9	5.2.28	4.9.26	5.3.23
荒川	板橋		練馬	足立	葛飾	江戸川	千代田教	中央教	港教
5.3.6	4.12.8	5.3.10	5.3.13	5.3.14	5.3.14	5.3.24	5.3.14	4.10.25	4.10.19
新宿教	文京教	台東教		墨田教	江東教	品川教	目黒教	世田谷教	渋谷教
4.9.20	5.3.23	5.1.24	5.3.1	4.10.18	5.3.13	5.3.23	5.3.9	4.12.23	4.11.11
渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	北教	荒川教	板橋教	練馬教	葛飾教	江戸川教
5.3.24	5.3.6	5.3.9	5.3.3	4.9.22	5.3.6	5.3.6	5.3.22	5.3.6	5.3.16

⑯　管理職特勤規則＜承認事項＞

規 則 名	内　容
3-(16) ①管理職員特別勤務手当に関する規則 ②幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則	①定年引上げに伴う規定整備 ②定年引上げに伴い定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の手当額を改正するための規定整備

区 名	千代田	中央		港		新宿	文京	台東	
年.月.日	5.3.17	4.10.14	5.3.28	4.10.4	5.3.15	5.3.3	5.3.29	4.10.25	5.3.16
墨田		江東	品川	目黒	大田	世田谷		渋谷	
4.9.26	5.2.27	5.2.22	5.2.27	5.3.6	5.3.10	4.12.23	5.3.15	4.10.28	5.3.24
中野	杉並	豊島	北		荒川	板橋		練馬	足立
5.3.27	5.3.9	5.2.28	4.9.26	5.3.23	5.3.6	4.12.8	5.3.10	5.3.13	5.3.14
葛飾	江戸川	千代田教	中央教		港教		新宿教		文京教
5.3.14	5.3.24	5.3.14	4.10.25	5.3.1	4.10.19	5.3.16	4.9.20	5.3.28	5.3.23
台東教		墨田教		江東教	品川教	目黒教	世田谷教		渋谷教
5.1.24	5.3.1	4.10.18	5.3.1	5.3.13	5.3.23	5.3.9	4.12.23	5.3.15	4.11.11
渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	北教		荒川教	板橋教	練馬教	葛飾教
5.3.31	5.3.6	5.3.9	5.3.3	4.9.22	5.3.23	5.3.6	5.3.6	5.3.22	5.3.6
江戸川教									
5.3.16									

⑰　高齢者部休規則＜承認事項＞

規 則 名	内　容
3-(17)-1 職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則	①高齢者部分休業導入に伴う規定整備 ②取得にあたり、上限時間等を定める規定整備〔中央、港、世田谷、渋谷、足立〕 ③申請を電算システムによる手続きとするための規定整備〔墨田〕 ④その他休暇等と併用して１日勤務しないことは不可とする規定整備〔大田〕 ⑤休業の始期を４月１日にするための規定整備〔渋谷〕

区 名	中央	港	墨田		大田	世田谷	渋谷	足立	江戸川
年.月.日	5.1.26	4.10.4	4.9.26	5.2.27	4.9.28	5.3.23	4.10.28	5.3.14	4.10.19

⑱　配偶者同行規則＜承認事項＞

規 則 名	内　容
3-(18)-1 職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則	①電算システム導入に伴う規定整備〔目黒〕 ②様式変更〔品川、世田谷、中野〕

区 名	品川	目黒	世田谷	中野
年.月.日	5.2.27	4.8.26	5.3.23	5.1.11

⑲　給与制度の見直しに伴う基準等の改正等＜承認事項＞

基 準 名	内　容
3-(19)-1 ①昇給の抑制に関する基準 ②幼稚園教育職員の昇給の抑制に関する基準	①高齢者部分休業導入に伴う規定整備 ②行（二）適用職員に係る年齢による昇給の抑制について、その基準となる年齢を現行の 55 歳から 57 歳に引き上げる規定整備 ③勤務時間申告制度の導入に関する規定整備〔渋谷〕 ④自己啓発等休業期間を昇給抑制の対象期間とする規定整備〔葛飾教〕

区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	5.3.17	4.10.14	5.2.7	4.8.29	5.3.29	5.3.10	4.9.26	5.2.22	5.3.10
目黒	大田	世田谷	渋谷		中野	杉並	豊島	北	荒川
5.3.6	5.3.23	4.12.23	4.10.28	5.3.30	5.2.7	5.3.9	5.2.28	4.11.24	5.3.6
板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	中央教	港教	新宿教	文京教	台東教
4.12.8	5.3.13	5.3.14	5.3.6	5.1.27	4.10.28	5.3.16	4.9.20	5.3.23	5.3.24
墨田教	江東教	品川教	目黒教	世田谷教	渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	北教
4.11.10	5.3.31	5.3.31	5.3.9	4.12.23	5.3.30	5.3.9	5.3.9	5.3.3	5.3.31
荒川教	板橋教	練馬教	葛飾教	江戸川教					
5.3.6	5.3.31	5.3.31	5.3.30	5.3.16					

基 準 名		内　容
3-(19)-2 昇給に関する基準		面積率の改定に伴う規定整備
区 名	葛飾	
年.月.日	4.4.26	

基 準 名					内　容				
3-(19)-3 給与制度の改正に伴う現給保障を受けている職員等が昇格又は転職等をした場合における号給決定に関する基準					①転職時対応額表（別表）を改める規定整備 ②文言整理				
区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	4.12.26	4.12.1	5.3.31	4.12.9	4.11.30	4.12.9	4.11.28	4.12.8	4.11.30
目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋
4.12.20	5.3.23	5.3.31	4.11.25	4.11.30	4.12.6	4.11.25	5.3.31	4.12.8	4.11.30
練馬	足立	葛飾	江戸川						
4.12.9	4.12.19	5.3.31	5.3.31						

⑳　その他規則等＜承認事項＞

規 則 名			内　容
3-(20)-1 ①職員の通勤手当に関する規則 ②幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則			定年引上げに伴う規定整備
区 名	豊島	豊島教	
年.月.日	5.2.28	5.3.3	

規 則 名					内　容				
3-(20)-2 職員の単身赴任手当に関する規則					①定年引上げに伴う規定整備 ②文言整理〔世田谷〕 ③様式変更〔品川、世田谷〕				
区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	5.3.17	4.10.14	4.10.4	5.3.3	5.3.29	4.10.25	4.9.26	5.2.22	5.2.27
目黒	大田	世田谷		渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川
5.3.6	5.3.1	4.12.23	5.3.23	4.10.28	5.3.27	5.3.9	5.2.28	4.9.26	5.3.6
板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川					
4.12.8	5.3.13	5.3.14	5.3.14	5.3.24					

件 名	内 容
3-(20)-3 年齢による昇給の抑制の改正に伴う在職者の給料調整について	行（二）適用職員について、年齢による昇給の抑制の基準見直し（55 歳から 57 歳に引上げ）に伴い、経過措置として、改正前の基準が適用されていた職員に対する号給調整を行う。

区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	5.3.17	4.10.14	5.2.7	4.8.29	5.3.29	5.3.10	4.9.26	5.2.22	5.3.10
目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋
5.3.6	5.3.23	4.12.23	4.10.28	5.3.1	5.3.9	5.2.28	4.11.24	5.3.6	4.12.8
練馬	足立	葛飾	江戸川						
5.3.13	5.3.14	5.3.6	5.1.27						

件 名	内 容
3-(20)-4 ４週間ごとの期間につき８日以上の週休日を設けることが困難な場合における週休日の設定に係る承認申請について	定年引上げに伴う規定整備

区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	目黒
年.月.日	5.3.17	4.10.14	5.2.7	5.3.3	5.3.29	5.3.10	4.9.26	5.2.22	5.3.6
大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬
5.3.23	4.12.23	4.10.28	5.3.30	5.3.9	5.2.28	4.11.24	5.3.6	4.12.8	5.3.13
足立	葛飾	江戸川							
5.3.14	5.3.6	5.1.27							

件 名	内 容
3-(20)-5 職員の正規の勤務時間の別の定めに係る承認申請について	定年引上げに伴う規定整備

区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	目黒
年.月.日	5.3.17	4.10.14	5.2.7	5.3.3	5.3.29	5.3.10	4.9.26	5.2.22	5.3.6
大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬
5.3.23	4.12.23	5.3.9	5.3.30	5.3.9	5.2.28	4.11.24	5.3.6	4.12.8	5.3.13
足立	葛飾	江戸川							
5.3.14	5.3.6	5.1.27							

件 名	内 容
3-(20)-6 勤務時間申告職員の正規の勤務時間の別の定めに係る承認申請について	勤務時間申告制度の導入に関する規定整備

区 名	渋谷
年.月.日	5.3.30

件 名	内 容
3-(20)-7 再任用短時間勤務の幼稚園教育職員の正規の勤務時間の特例について	定年引上げに伴う規定整備

区 名	千代田教	港教	新宿教	墨田教	江東教	中野教
年.月.日	5.3.31	5.3.16	4.9.20	4.11.10	5.3.31	5.3.6

(21) 学校教育関係＜承認事項＞

規 則 名 等	内 容
2-(21)-1 ①学校教育職員の給料の調整額に関する規則 ②学校教育職員の教職調整額に関する規則 ③学校教育職員の管理職手当に関する規則 ④学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 ⑤学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則 ⑥学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 ⑦学校教育職員の単身赴任手当に関する規則 ⑧学校教育職員の旅費支給規程 ⑨学校教育職員の昇給の抑制に関する基準	①都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備 ②定年引上げに伴う規定整備〔品川教、杉並教〕 ③高齢者部分休業導入に伴う規定整備〔品川教、杉並教〕

区 名	品川教				中野教	杉並教	
年.月.日	4.7.19	4.12.13	5.3.23	5.3.31	4.7.7	4.12.6	5.3.9

4 人事委員会規則等の改正等

件 名	内 容
初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	ICT 人材採用制度導入に伴う規定整備
年.月.日	5.3.31

件 名	内 容
職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするための規定整備
年.月.日	5.3.31

件 名	内 容
職員の旅費に関する条例第２条第３項等による旅費規則の一部を改正する規則	パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするための規定整備
年.月.日	5.3.31

件 名	内 容
初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正	ICT 人材採用制度導入に伴う規定整備
年.月.日	5.3.31

人事委員会年報 令和４年度

令和 5 年 9 月発行

編集・発行　特別区人事委員会事務局

住所 〒102-0072
東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号
東京区政会館内
電話　03-5210-9804
https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiiinkaitop/